

平成 19 年 第 3 回

# 高森町議会 9 月定例会会議録

平成 19 年 9 月 18 日 開会

平成 19 年 9 月 27 日 閉会



高 森 町 議 会

9 月 1 8 日 (火)

(第 1 日)

## 平成19年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成19年9月18日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

5 番 甲斐 廣國君

6 番 後藤 和昭君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（10日間）

自 平成19年9月18日

至 平成19年9月27日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月18日（火）	本会議	提案・説明・質疑・付託
9月19日（水）	休 会	各委員会
9月20日（木）	〃	各委員会
9月21日（金）	〃	各委員会
9月22日（土）	〃	
9月23日（日）	〃	
9月24日（月）	〃	各委員会
9月25日（火）	〃	各委員会
9月26日（水）	本会議	一般質問
9月27日（木）	〃	討論・採決

日程第 3 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 認定第 1号 平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 6 同意第 4 号 高森町教育委員会委員の任命について  
 日程第 7 同意第 5 号 高森町監査委員の選任について  
 日程第 8 議案第 4 1 号 高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について  
 日程第 9 議案第 4 2 号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部改正について  
 日程第 10 議案第 4 3 号 平成 19 年度高森町一般会計補正予算について  
 日程第 11 議案第 4 4 号 平成 19 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について  
 日程第 12 議案第 4 5 号 平成 19 年度高森町老人保健特別会計補正予算について  
 日程第 13 議案第 4 6 号 平成 19 年度高森町介護保険特別会計補正予算について  
 日程第 14 議案第 4 7 号 平成 19 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について  
 日程第 15 議案第 4 8 号 平成 19 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について  
 日程第 16 議案第 4 9 号 平成 18 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について  
 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番  | 森田勝君  |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番  | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番  | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番  | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

- |      |        |        |       |
|------|--------|--------|-------|
| 町長   | 藤本正一君  | 教育長    | 渡邊哲郎君 |
| 総務課長 | 岩下健治君  | 住民福祉課長 | 佐伯秀和君 |
| 税務課長 | 桐原一紀君  | 産業観光課長 | 後藤正三君 |
| 建設課長 | 瀬井公吉郎君 | 会計課長   | 佐伯実範君 |

教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） お待たせいたしました。会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本日は、平成19年第3回高森町議会定例会が開かれることに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

町の基幹産業であります農業にとりましては、心配しておりました天候も大変後半の方で持ち直しまして、農家の皆様方には、待ちに待った実りの秋をお迎えに、収穫等到大変忙しいことだろうと、想像いたしております。大変喜ばしいことかなと思っております。あとは、大きな台風等が来ないことをお祈りをするばかりでございます。

さて、議員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

まずは、8月2日に、宮崎県日向市付近に上陸いたしました台風5号被害状況でございますが、山東部、特に、野尻地区におきまして、午前10時から午後8時ごろまでの雨量は500ミリを超えるという豪雨をもたらし、上津留川の氾らん等により、住宅の半壊が1棟、床上浸水2棟、地域の飲料水供給施設、また、住宅、公共土木施設、農作物に多大な被害をもたらしました。被害に遭われました皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、この災害の対応にいち早く駆けつけていただきました消防団をはじめ、地元の皆様に対し、衷心よりお礼を申し上げますところでございます。

災害調査の結果、公共土木施設や農林業等関係では、約1億1,800万円の被害金額となっております。町といたしましても、一日も早い復旧に向け、できる限りの対策を講じますとともに、安全な町土の保全に全力を尽くす所存でございます。

次に、私ども町民の念願でございました森林基幹道阿蘇東部線の開通式が、平成19年8月30日に、関係者多数のご列席のもとに開通式を行ったところでございます。ご案内のとおり、この阿蘇東部線は、外輪一带に広がります森林地域の林業振興や保全管理はもとより、周辺の高冷地野菜の生産を中心とした農業振興、山村と都市住民の交流拡大、また、山村地域のアクセス機能を高めるなど、多くの目的をもって、平成7年度から熊本県の代行事業として、建設され、阿蘇市波野地区・本町河原地区を結ぶ総延長12.2キロメートルの1級林道でございます。

足かけ、13年にわたる長期間の工事になりましたが、この間、関係各位におかれましては、いろいろな立場から、林道の完成に向け、ご尽力をいただきましたことに対し、改めまして、敬意を表するとともに、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、8月22日には、昨年に引き続きまして、東京帝京大学経済学部の荒井教授によりまずゼミナールに22名の学生が本町を訪れ、受入先といたしまして、町議、また職員のお宅にホームステイをお願いをいたしましたところでございます。

荒井ゼミでは、学生達の町おこしのアイデアを探っていただくということで、まずは、この自然豊かであります阿蘇を全体的に見ていただいた後、町財政、阿蘇カルデラツーリズム、地酒山村酒造、草部吉見神社、隣町の高千穂峡など、講義研修を3泊4日で行っていただきました。

この間、ホームステイ先の皆様、また、講師として講義をいただきました関係者の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りし、お礼を申し上げます。

帰京後は、学生達のレポートを提出させていただくことになっておりますので、景観を生かした町おこしのアイデアが寄せられるものと期待をいたしております。

続きまして、所信表明でも申し述べましたDMVの推進につきまして、現在の状況をお知らせ申し上げます。

南阿蘇鉄道には、DMVの導入に向けた取り組みということで、県、九州運輸局、沿線町村・南阿蘇鉄道その他関係機関からなる熊本県DMV導入実証実験協議会が本年5月に設置され、技術的な問題をはじめとする諸問題につきまして、検討を行っております。

実証実験の実施につきましては、国から財政的支援、技術的な指導はもとより、実験用車両を保有しておりますJR北海道株式会社からの車両貸与や、技術的協力が不可欠であることから、これらの関係機関との調整も積極的に進めてまいったところでございます。

今般、8月1日に開催されました第2回協議会において、実証実験に当たっての鉄道、道路の走行ルートやスケジュール、概算経費等を内容とする実施計画案が策定され、国へのデュアルモード導入に関する支援措置の採択に向けた申請を行い、8月23日付けで正式な採択をしていただきました。

今後は、具体的な機関整備や広報、啓発に向けた作業に着手したいと思っております。実証実験の時期といたしましては、JR北海道の車両貸与可能な時期及び試験走行のための鉄道の導入路等基盤整備の期間等を考慮し、検討した結果、本年1

1月中旬に夜間走行試験を実施する予定です。また、その結果を分析した上で、来年1月から3月に、本格的に、実証実験を行うこととなっております。DMVが定時制が高い鉄道の特性と、目的地に直接アクセスできるバスの特性を合わせて有することなどをと考えて見ますと、南阿蘇鉄道の活性化はもとより、今後、南阿蘇の地域振興に向けた活性化策として、効果が期待できるものと思っておりますし、今後、ますますの推進を図っていこうと思っております。

また、世界遺産暫定一覧表記載資産候補について、少し触れてみたいと思いますが、これは、文化庁の同候補の提出に係る照会を受け、阿蘇の推薦の是非について、関係市町村の意向を問われたもので、阿蘇の世界遺産登録につきましては、検討を行ってほしいという要望がございました。今、天草地域でも話があるようでございます。この阿蘇全体を世界遺産の4つの種別に分け、自然・環境・文化的景観の面から文化遺産にというもので、私といたしましても、これ以上の規制がかからないという約束ができますならば、反対するものではないと、お伝えをいたしております。この世界遺産の登録につきましては、現在、熊本県並びに関係町村の間で、提案に向け、調整を進めております。

さて、今回、定例会におきまして、承認2件、認定1件、同意2件、議案9件、合わせて14件のご審議をお願いを申し上げます。なお、決算審査につきましては、ご多忙中にも関わらず、色見代表監査委員、また、相馬監査委員には、精力的に審査を賜り、意見書を提出していただきましたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

ちょうどいたしましたご意見等につきましては、真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいる所存でございます。諸議案の内容につきましては、後ほど、説明させていただきたいと存じますが、何とぞご審議くださいまして、ご議決、また承認を賜りますよう、よろしく願いを申し上げ、簡単でございますが、本会の招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成19年第3回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 甲斐廣國君、6番 後藤和昭君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成19年第3回高森町議会定例会の会期については、本日9月18日から9月27日までの10日間と決定しております。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日9月18日から9月27日までの10日間と決定しました。

-----○-----

## 日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第3 承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第9号、平成19年度高森町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、7月6日から梅雨前線及び台風4号によります災害復旧経費の緊急補正や、7月29日に執行されました第21回参議院議員通常選挙及び衆議院熊本第3区選出議員補欠選挙関係の費用の補正並びに阿蘇高森オーガニックアグリセンターの産業廃棄物処理許可、産業廃棄物施設設置許可、産業廃棄物収集運搬許可申請に関する歳出の補正でございます。

今回の補正は、228万9,000円の追加であり、これを現計予算と合算いたしますと、37億5,474万7,000円となります。

まず、歳入について、ご説明を申し上げます。今回の補正の財源といたしましては、平成19年度から繰越金228万9,000円を財源として充ちたしております。

ます。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。8ページ、9ページの参議院議員通常選挙及び衆議院議員補欠選挙の選挙執行に必要な各費目間の組み替えによる調整であります。同じく9ページに、指定管理者制度へ移行した阿蘇高森オーガニックアグリセンターの産業廃棄物処理許可、産業廃棄物施設設置許可、産業廃棄物収集運搬許可申請に必要な経費を計上いたしております。この許可を受けることにより、施設の効果的安定的な運営を図ることといたしております。20ページの災害復旧につきましては、高森川・水上川・上津留川・上津留～神原線・社会～大楯木線災害の公共土木施設災害査定に対応するための測量設計委託に係る経費を計上しております。

以上、専決いたしました主な内容についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

ただいまの町長の方から専決処分の内容について説明がありましたけれども、災害につきましてはわかりますし、選挙、衆議院選挙、補欠選挙あたりわかりますけれども、アグリセンターの廃棄処理申請業務委託、アグリセンター廃棄の処理に伴う悪臭水質検査ということについて、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今の質問に対して、ご説明いたします。

まず、産業廃棄物処理場の許可がなぜ必要かということなんですけども、これにつきましては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に、第1条の中に、市町村が取り扱う場合に、一般廃棄物と産業廃棄物について、市町村が取り扱うことができるということになっておりまして、これまで、町で運営していた場合には、産業廃棄物の処理場としての許可が必要なかったということです。今回、指定管理者に出しまして、なぜ、専決をお願いしたかと言いますと、当然、指定管理者に出していますけれども、施設そのものにつきましては、町の施設だということで、私たちは全くその法律どおりというふうに考えておりました。そこら辺で、県と協議をやっていたんですけども、産業廃棄物対策課の方では、管理運営が指定管理者であれば、当然、産業廃棄物の施設の許可が必要だと、まず、ということです。管理運営をあくまでも民間にした以上は、それが必要だということでございます。

それから、もう1つですけれども、私達は堆肥ですけれども、堆肥につきましても、産業廃棄物という考え方はありませんと、県の方に話したわけなんですけれども、私達からすれば、堆肥というのは、重要な資源ですという話をしましたところ、産業廃棄物対策課におきましても、事業所から出るゴミ、ゴミというか、廃棄物ですけれども、農家が出る、事業所から出るものについては、全部産業廃棄物と見なしますということです。

これにつきましても、いろんな、今までも議論があったそうですけれども、じゃあ、これは産業廃棄物、これは産業廃棄物じゃないという線引きは、非常に難しいそうでございます。じゃあ、堆肥は産業廃棄物であるかないかということになりますと、県の見解としては、後は裁判でして、法律の見解に委ねる他はないということです。

県としては、とにかく、産業廃棄物として見るということで、その許可を取ってくださいと、ただし、今、運営をやっておりますが、そういうことであれば、大至急許可をとってくださいというのが、前提条件で、正式ではなんですけれども、一応、今の運営をそのまま認めますということで、その産業廃棄物の許可が必要だとわかった時点で、大至急してくださいということでしたので、今回、専決処分をお願いいたしました。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） これは、産業廃棄物になるのか、農業用の資材になるのか、それは、分かれるところでございますけれども、ただ、これは、確かに、指定管理者に議決をしたのは、12月の議会だったのですかね、だったと思います。そして、4月1日をもって、指定管理者に移行するということだったと思いますけれども、その間、どうして、こういうことがわからなかったとか、していなかったかということですね。当然、これは、しておかないといけないことですね。これ、専決でするようなことではないですね。本来ならばですよ。ただ、していなかったから、緊急的に指定管理者が業務をしていく以上、必要であるから、緊急的にということですが、本来ならば、県の指導あたりが当然、あってから、当然、4月1日までに済んでおかないかんようなことじゃないですか。いかがですか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 全く申し訳ないんですけれども、ご指摘のとおりで、指定管理者の議決を受けられた時に、本当は判明していなければいけなかったと思

ます。当然、その時点で、こういう経費が必要だということであれば、指定管理者の費用の中に上乗せをやっておくべきだったんですけども、正直な話、そこら辺の連絡調整、私達も堆肥ですので、さっき言いましたように、産業廃棄物という観念がなかったの、そこら辺の連絡調整不足があったのは事実でございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 事務的なミスと言いますか、当然、こうやっておかなければならなかったことができていなかったということですね。

これは、指定管理者の方は、当然、これがなくては仕事できませんので、緊急的に出されるのは、わかりますけども、今後、そういったミスがないように、注意をしておきます。

それと、専決の出し方ですね、災害、緊急的に台風4号で災害が起きたということで、専決を町長、されるわけですが、当然、それは、必要です。ただ、こういう形で、一緒に絡めて、出すことが正しいのか、専決のあり方、専決というのは、やはり、町長に与えられた特権でございますけれども、特に、注意をしなければならないのは、議会軽視あたりにならないように、当然、議会を開く暇がある時には、議会にかけるというのが、当然、そういう形が正しいわけでございますけれども、こういう形で、災害に絡めて出すということは、いかがなものかという思いがいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、アグリセンターの方の産業廃棄物関係かと、先ほど、課長が申しましたように、牛の堆肥とか、そういうのが産業廃棄物か、役場がする間は、逆に、目をつむったり、公的なことで意味が悪うございますが、そういう意味で、必要でないということで、事業を進めてまいっておりました。今回、今年の4月からお願いをし、民間の方々をお願いをしたわけですが、その時点で、早く、そういう疑問点とか、そういうものが早くわかれば、もっとスムーズに行っただろうと思ひまして、また、何回か、管理者の方々ともお話をし、これは、急いでやらんと、せつかく、すばらしい堆肥ができていのに、販売もできんと、また、そういう畜産のものを運ぶこともできないということで、早急に今回提出したと、たまたま、それに災害がのっているというのはどうかということでございますが、この災害は、災害が出たら、すぐある概算を要求しなさいということと、その概算を要求するためには、ある程度の設計をせんことには、ただ見ていくらと、簡単に申

せるものでもありませんので、その設計委託が重なったということでございます。

今後は、そういうことがないように、十分注意しながら、もちろん、議員の皆さんともよくご相談申し上げながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） よくわかりました。ただ、町長、言われましたように、産業廃棄物か、農業資材かということは、当然、我々は、普通、一般上、農業資材ですね、これは、農業生産を上げるために、堆肥は必要ですから、そういうことで、ただ、県との意見の違いと申しますか、その辺があるようでございますけれども、その辺は、強く農業資材であるということを強く申し出ていただきたいことと、今後、こういった形での専決処分は、あまり好ましくないですので、そういうことをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 8番議員さんの方から質問がございました。全くそのとおりでございます。専決処分の中に、要するに、専決処分の中に災害に絡ませた出し方は妥当でないと、それから、先ほど来、質問がございましたが、要するに、指定管理者、長年にわたって移行するための議論を交わしながら、こういうミスが出るというのは、ちょっと異常事態です、本当は。これは、十分に検討しないと、今後、何があるかわからんような状態の中で、こういうことが、これは単なるミスじゃない。これは、十分に県と打ち合わせながら指定管理者の制度なんか、行ってきたと思いますが、担当の審議員もおられますが、いかがでございますか。その辺は。

○議長（三森義高君） 産業観光課長補佐 甲斐敏文君。

○産業観光課長補佐（甲斐敏文君） 今の6番の後藤和昭議員の質問に対して、お答えいたします。

私の方で、指定管理者の大元の事務は持っておりました。旧企画財政課自体では、指定管理者の候補の審査を受けておりました。指定管理者に出す時点で、現課の方に、指定管理者に出すことが適当であるかどうかは、現課の方で調べてくれと、あくまでも、大元の指定管理者制度については、旧企画財政課で行っておりますが、今言ったように、その指定管理者に出すことの有無について、必要であるかどうかということは、現課で調べてくれということをお願いしておりました。

一応、旧農林振興課ですけど、農林振興課の方で、県の方に問い合わせられて、そして、指定管理者に出すこともやぶさかでないという結論をもとに、今回、今回

というか、平成19年から指定管理者制度をとったわけでありませう。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 当時の課長がおりませんので、なかなか難しゅうございますが、当然、こういう状態になるということは、要するに、入札の時に上乘せしたことになっておれば、また、今度は業者の指定も変わってくるわけですね。こういうことを、資格をとらんと、どうかこうとか、いろんなことが、予算の計上上、これは、もうきちっとのせてからやらにゃいかんと思うですね。ミスで終わりました、ミスでございましたと、それはミスでは絶対いかんことです。ミスがあるということは、確認をとりながら、事業は、民間に委託していかなければならないのですが、そういう完全な、これはミスでございましたって、ただ申し訳ございませんでしたというような釈明の中で終わるといようなことでは、私達も今後は議会としても、いろんなことにおいて、調査監視の役目を10名ではございますが、しっかりと組んで、強くいかなければなりません、やっぱり皆さん方も、心に、肝に銘じて、一切、こういうことが起こらんように、常日頃から、危機感を感じながらやってもらわんと困ります。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

ただいま、ご質問があつていますように、この産廃の話につきまして、堆肥でございませうけど、ここに説明が、148万9,000円の説明がありますけど、もう少しわかりやすく説明をお願いします。小さくですね。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今の予算につきましてですが、施設に対しての認可ということで、本人が当然、産業廃棄物業としてとらなければいけないわけですが、それについては、本人が一応、本人が支払って、試験を受けてとられるということです。

主に、役務費の方ですけども、これにつきましては、県の認可をとるために、20万円程度の検証印紙代がいります。

それから、次の委託料ですけども、これにつきましては、当初、私達で事務を処理していこうかと思いましたが、かなり専門性があります。それがありますので、行政書士の方、そういう産業廃棄物の事務を取り扱う行政書士さんの方に、約75

万円程度の委託料です。

それから、産業廃棄物処理に関しましては、許可を出す前に、当然、公害関係の調査をやらなくちゃいけないということで、悪臭と水質等、それから、場合によっては騒音が必要になるということですけども、大体、これが3カ所程度で、1カ所25万円弱程度でございます。その分が委託料になっております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） このアグリセンター問題につきまして、いろんな話が出ておまして、私も常々、民間委託になったということが、告げられておりますけど、何分にも、予算が多いような感じがしてまいりまして、現在、質問したわけでございます。

今後、両議員さんが申されましたように、このようなことがないように、私もお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第9号について採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、これに承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第4 承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第10号をご報告を申し上げます。平成19年度高森町一般会計補正予算（第3号）について、申し上げます。

専決につきましては、8月2日から8月3日、台風5号によります町管内の河川道路災害復旧工事を緊急に補正したものでございます。

今回の補正は、560万円の追加であり、これを現計予算と合算いたしますと、37億6,034万7,000円となります。

7ページの歳入についてご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、地方交付税560万円を財源としております。また、今回の補正につきましては、災害復旧に係る経費のみであります。内容は、上津留川・神原川・下切川・水上川・祭場川の河川災害と、上津留～神原線・永野～山付線・永野原～下切線・蔵地～米山線・西丁～角河原線などの道路災害の公共土木施設災害復旧のための測量設計委託に係ります経費を計上いたしております。

今後、早急な対応によりまして、いち早く災害復旧のできますように、努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上、専決いたしました主な内容について申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第10号について採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号、専決処分の承認を求めることについては、これに承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 認定第1号 平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三森義高君） 日程第5 認定第1号、平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 色見弘司君。



○代表監査委員（色見弘司君） おはようございます。

ただいまより、平成18年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査の報告をいたします。

この決算審査に当たっては、地方自治法233条第2項の規定より、町長より提出された平成18年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収入に関する調書及び財産に関する調書について、関連法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿のその他証書などの照合など、通常、実施すべき審査手続きを実施したか、必要と認めたその他の審査手続きを平成19年8月23日より9月5日までの期間において実施した。

審査の結果、平成18年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては、前述の審査手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳票証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。また、予算の執行及び収入支出事務の処理については適正であることを認めた。財産管理についておおむね良好であると認めた。

3ページです。決算の概要及び予算執行について。

一般会計、(1)歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源について、第2表及び第3表のとおりである。歳入総額は43億1,125万9,000円で、その主なものは、地方交付税19億3,990万2,000円、町債6億650万円、町税4億8,363万4,000円、県支出金2億3,942万9,000円、国庫支出金2億3,268万円などとなっている。

主な歳入について、款別に前年度との増減状況を見ると、町税は1,711万6,000円の減、地方譲与税は1,607万2,000円の増、地方消費税交付金は220万9,000円の増、地方交付税は618万8,000円の減、使用料及び手数料は5,047万5,000円の減、国庫支出金は7,928万8,000円の減、県支出金は1億1,715万6,000円の減、繰入金は548万8,000円の減、町債は6,850万円の増、収入総額においては2億229万1,000円の減で率にして、4.5%の減となっている。

自主財源は10億4,219万3,000円で決算額の24.2%であり、前年度に比べて8,023万8,000円の減、依存財源は32億6,906万6,000円で決算額の75.8%であり、前年度に比べて1億2,205万3,000円の減である。

歳入執行に当たっては、予算現額43億76万8,000円に対して、調定額4

3億6,249万1,000円、収入済額は43億1,125万9,000円、不納欠損額46万4,000円、収入未済額は5,076万8,000円となっている。

6ページ、歳入状況を述べると、次のとおりである。

第1款、町税。予算現額4億7,941万3,000円に対し、調定額5億1,093万1,000円、収入済額4億8,363万4,000円、不納欠損額46万4,000円、収入未済額は2,683万3,000円、収納率94.7%となっている。町税の徴収については、納税組合において約24.3%、口座振替が約8.4%の収納となっている。未納については、職員において徴収に努力されているところである。しかしながら、現在のところ、町税2,683万3,000円の滞納があることを常に認識し、今後において、担当課だけではなく、全庁挙げての徴収を検討され、将来に向かっての健全財政が維持できるよう万全を期されたい。さらに、善良な納税者の税負担に対する公平感等を考慮し、時効にならないよう、最善の努力を強く望む。

不納欠損額は、固定資産税の2件、46万4,000円となっている。不納欠損処分は、一旦課税した納税を一定の理由により免除するもので、その適用には厳正を期するものである。税の賦課徴収の公平を期する上からも今後においては町税滞納の解消に最善を尽くされ、町税徴収における諸問題については、関係各課が連携を密にし、早急なる問題解決を図り、町行政は勿論、税行政に対し、町民が不信感を抱かないよう、一層の努力をされたい。

7ページ、第10款、地方交付税。地方交付税は、普通交付税18億3,883万3,000円、特別交付税1億106万9,000円の19億3,990万2,000円で、決算構成比は45.0%を占めている。また、当初予算に比べ6,490万2,000円の増であったが、自主財源に乏しい本町にとって、貴重な一般財源であり、健全財政確保への大きな要因となっている。また、前年度に比べ618万8,000円の減で、単位費用等の減少によるものである。

8ページ、第13款、使用料及び手数料。予算現額1億2,593万1,000円に対し、調定額1億2,911万9,000円、収入済額1億2,852万7,000円、収入未済額は59万2,000円である。未済額の主なものは、住宅使用料の44万5,000円となっている。収入未済額の発生防止と滞納解消に一層の改善と努力をお願いする。なお、今後とも適正な使用料、手数料の設定により収入の確保に努めていただきたい。

第14款、国庫支出金。調定額、収入済額は2億3,268万円で、前年度に比

べ7,928万8,000円の減で、まちづくり交付金などの減などによるものである。

第15款、県支出金。調定額、収入済額は2億3,942万9,000円で、前年度に比べ1億1,715万6,000円の減で、児童保護費などの減によるものである。

第16款、財産収入。予算現額1,411万8,000円に対して、調定額1,562万円、収入済額1,541万3,000円、収入未済額は生產品売払収入3名、20万7,000円となっている。

第21款、町債。予算現額6億650万円に対して、調定額、収入済額は6億650万円で、主に臨時財政対策債1億5,760万円、社会教育施設整備事業費債1億4,380万円、道路整備事業費債2億3,070万円となっている。

次に、歳出について述べると、歳出決算額は42億5,983万2,000円で、第6表のとおりである。前年度に比較し2億25万円の減であり、その主な事業内容は次のとおりである。

第1款、議会費は、物件費などの減により、前年度に対し341万5,000円減となっている。

第2款、総務費は、中心市街地活性化事業などの減により、前年度に対し2億7,267万6,000円の減となっている。

9ページ、第3款、民生費は、統合保育園建設事業などの減により、前年に対し1,541万1,000円の減となっている。

第4款、衛生費は、健診業務委託料などの減により、前年度に対し457万3,000円の減となっている。

第5款、農林水産業費は、経営構造対策事業などの減により、前年度に対し4,543万9,000円の減となっている。

第6款、商工費は、単独普通建設事業などの減により、前年度に対して5,573万8,000円の減となっている。

第7款、土木費は、町営住宅建設事業費などの増により、前年度に対し1億1,895万2,000円の増となっている。

第8款、消防費は、常備消防費1億1,399万8,000円、非常備消防費2,475万円、消防施設費154万円、防災管理費1,457万7,000円であり、前年度に対して100万3,000円の減となっている。

第9款、教育費は、色見・上色見コミュニティーセンター建設事業費の増によ

り、前年度に対して1億3,605万2,000円の増となっている。

第10款、災害復旧費は、災害復旧事業費などの減により、前年度に対して6,690万7,000円の減となっている。

第11款、公債費は、起債償還費の増により、前年度に対して2,853万円の増となっている。

第12款、諸支出金は、財政調整基金の積立減により、前年度に対して1,862万2,000円の減となっている。

なお、各款において、負担金総額は、約3億4,030万円、内90.5%は、阿蘇広域行政事務組合事業費負担金である。高森町の財政状況を踏まえ、関係各課の事業費の精査及び阿蘇広域行政事務組合協議会などでの十分なる検討を望む。

11ページ、当年度の不用額は4,093万5,000円、前年度3,191万5,000円で、902万円の増である。予備費を除いた不用額は3,235万8,000円で、大部分が執行残や経費節減に伴うもので、節において少額であるが、予算計上のまま不用額になっているものも見受けられたので、執行においては状況を的確に把握し、早期計画を立て、適切な事務処理をお願いする。

予備費充用については、違法な充用は見られず、やむを得ないものであったと思われる。本年度の予備費充用は11件、525万2,000円で、前年度に比べ、件数において3件の増、金額にして55万円の減である。

収支の状況。最近3カ年間の収支の状況は第7表のとおりである。平成18年度の実質収支は5,142万7,000円の黒字であり、前年度に比べ192万3,000円の減となっている。また、平成18年度単年度収支は192万3,000円の赤字で、基金積立金8,895万3,000円、基金取り崩し金が1億4,000万円となり、実質単年度収支は5,293万円の赤字である。

13ページ、財政運営について。財政運営の目標は、財政の健全性を確保し、さらに、限られた財源を最も効率的に活用し、住民福祉の向上を図ることにある。この目標を達成するために、財政運営がその時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となるが、その財政運営の分析をするに当たっての基本原則は、1、収支の均衡の保持を目指した計画的な財政運営が行われたか。2、財政構造の弾力性確保の努力が充分なされているか。3、行政水準の維持と向上のために積極的な財政運営がなされているか。が挙げられているが、以下、これら3つの観点から普通会計に係る財政運営について総合的な検討を行った。なお、本町の財政の主な指数は第8表のとおりである。

ア) 収支均衡の原則。財政の健全確保の点からは、まず、実質収支額が黒字であることが必須の要件となるが、その黒字額は標準財政規模の3%から5%が望ましいとされている。本町の場合は、第8表、第9表のとおりである。

14ページ、本年度の実質収支比率は2.1%となっている。前年度、同率で、標準値を下回っている。歳入においては100%、歳出においては99%の執行率であり、計画された建設事業などは、計画どおり執行され、また、不用額については、消費的経費の節減に特に努力がなされている。

イ) 財政構造の弾力性の確保。財政構造の弾力性は、経常収支比率により判断できる。本町の経営収支比率は第8表のとおりである。財政構造の弾力性の確保について、経常的な支出は経常的な収入をもって充てながら、収支の均衡が保持されているか否かにあり、一般的に経常収支比率と公債費比率で判断できる。比率の目安としては、経常収支比率は75%未満が望ましいとされており、比率の低いほど弾力性があり、その余力は住民福祉の向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。このことは一般財源に余力があり、財政構造に弾力性があることを示すもので、本町の場合、前年度93.8%が本年度は94%となって、0.2ポイント上昇したことは、経常収支比率のみから見ると、財政構造において、硬直化しつつあることを充分自覚する必要がある。さらに、公債費比率の目安としては、10%以下が望ましいとされ、15%を超えると、財政硬直化の一因となるものとされているが、本町の場合は、第8表のとおり、前年度13.4%であったが、本年度は14.7%となり、1.3ポイント上昇している。しかし、標準財政規模が年々減少していることから、将来的には厳しい数値も予想される。今後、この財政状況を十分自覚して、義務的経費、物件費、補助費などの節減を図ることはもちろんのこと、自主財源としての町税の確保、並びに徴収率の向上になお一層の努力を期待するものである。

ウ) 行政水準の確保向上の原則。住民の要望に応じて、積極的な行政水準の向上を目指したかということについて、その目安として、普通建設事業の伸びや人口1人当たりの決算規模は、18年度に比べ、15ページ、3.7%、2万1,660円減少し、普通建設事業においても、2.5%、2,657円減少している。これは、町道整備事業費、県道改良事業費などの減によるものである。普通建設事業の1人当たりの決算額は、10万3,471円である。

次に、第11表の一般財源充当状況を見ると、義務的経費には56.3%、投資的経費に7.2%、その他経費に34.9%、残高が1.7%となっている。一般財

源は主に義務的経費や物件費、維持補修費、補助費などのその他経費に充当されており、投資的経費への充当が前年度より0.5ポイント高くなっているものの、今後、さらに、義務的経費やその他の経費の節減を図りながら、住民福祉の向上に努力されたい。

本町の財政力指数は、第1表の財政指数の推移を見ると、本年度は0.24となり、前年度より0.003ポイント上昇している。財政力指数は、1に近いほど財政力があることになるが、自主財源の確保は大事なことで、第1次産業の振興を基本とし、第2次、第3次産業、16ページ、の振興にも努力され、町民所得の向上により、その結果として、財政力の健全化が図られるよう期待するものである。

以上のとおり、計画性、弾力性、積極性の3つの観点から見てきたが、本町の財政運営については、実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、公債費比率、起債制限比率など厳しい中、関係者が真剣に取り組み、努力されてきたと伺い知ることができる。しかしながら、この中でも経常収支比率は94%は決して良好な状態ではなく、標準値として75%以下が望ましいとされている。本年度は前年度より2.25ポイント上昇し、94%になったことは、本町の財政構造の硬直化を示すものである。今後、地方交付税などが削減される中で、これらを十分自覚しながら、硬直化に歯止めを掛けるよう、徹底した行財政改革により、抜本的な見直しを図り、真剣に財政の健全化に取り組む必要がある。また、義務的経費、物件費補助費などの節減を図りながら、借入金の繰上償還も視野に入れて検討実施し、経常一般財源の確保とともに、可能な限り、積極的な財政を堅持していくよう、特段の努力をされたい。

18ページ、平成18年度の起債状況については、第12表のとおりである。平成18年度末の起債元金の残額は62億8,440万4,000円である。また、平成18年度の償還額のうち、充当された一般財源の額は7億7,636万3,000円で、約94.7%の充当率である。なお、平成18年度末の政府資金は、58億6,762万9,000円で、93.4%である。

19ページ、2、特別会計。

(1) 国民健康保険特別会計。歳入総額は10億7,128万9,000円、前年度に比べ2,536万1,000円の増で、主なものは保険税の2億2,794万9,000円で、国庫支出金4億621万円で、全体の59.2%を占めている。その他、繰越金7,217万8,000円、繰入金8,842万3,000円、療養給付費等交付金1億3,951万3,000円などで、第13表のとおりである。

20ページ、歳出は第14表のとおり、歳出総額は10億317万5,000円、前年度に比べ2,942万5,000円の増で、主なものは保険給付費6億5,087万5,000円、老人保健拠出金1億8,844万3,000円で、全体の83.7%を占めている。比較増減額では、主に、共同事業拠出金が5,867万8,000円の増である。

次に、歳入歳出差引残額は6,811万4,000円、単年度収支は406万4,000円の赤字、実質単年度収支はマイナス383万9,000円。収支状況は第15表のとおりである。

22ページ、当年度の実質収支は6,811万4,000円、実質単年度収支は383万9,000円の赤字で、国民健康保険税収納状況は、第16表のとおりである。

国民健康保険税の滞納被保険者に対しては、短期保険証を交付して、保険税の収納を図り、また、滞納世帯に対して、時間内外を問わず、税徴収に努められているところであるが、毎年増加している滞納額が、平成18年度においては、4,972万7,000円であることを再認識され、さらなる納税意識の高揚を図り、滞納整理に格段の努力をお願いする。また、保健事業としては、人間ドック助成事業、血管若返り事業、血糖検査、健康家庭及び無受診家庭表彰などを実施され、町民の健康管理に努められた。今後において、被保険者の高齢化・医療技術の高度化等により、医療費の増大は免れないという認識のもとに、町民の健康管理意識の高揚を図り、さらには、各種健康診断・集団検診の受診率の向上、病気の早期発見・早期治療の推進、特に、今後の重要課題としては、退職者医療費が急増していることから、若年者の健康づくり対策、併せて、健診、保健指導による早期介入、疾病の重病化防止を図り、医療費の節減に努力されるよう要望する。

23ページ、老人保健特別会計。

歳入総額は10億9,081万円、前年度に比べ4,248万6,000円の減で、支払基金交付金5億7,783万9,000円、国庫支出金3億2,962万4,000円が全体の83.2%を占めている。その他、県支出金8,339万2,000円、繰入金9,965万7,000円などであり、第17表のとおりである。

歳出総額は10億9,080万4,000円、前年度に比べ4,249万1,000円の減で、第18表のとおり、医療諸費が10億7,718万7,000円で、総額の98.8%を占めている。

24ページ、前年度に比べ、受給者数は減少し、1人当たりの医療費は4万1,

822円の減となっている。本年度においては、医療費安定化のために、健康診査、説明会、健康相談、訪問、また、寝たきり・認知症防止のための回復教室などの事業を推進され、努力されている。今後においても、健康づくりの推進と適切な健診、また健康診断後の受診の促進などにより、受給者自らが健康に対する意識を高め、本事業への理解が深まるよう、なお一層の啓発を図られるよう要望する。

#### 25ページ、介護保険特別会計。

歳入総額は6億3,565万1,000円、前年度に比べ211万2,000円の減で、第20表のとおりである。主なものは、支払基金交付金1億7,017万5,000円、国庫支出金1億5,267万5,000円、保険料9,678万2,000円、県支出金8,898万7,000円で、全体の80%を占めている。歳出総額は5億9,313万8,000円、そのうち、保険給付費5億4,632万6,000円が全体の92.1%を占めており、前年度に対して、495万1,000円の減で、第21表のとおりである。また、1人当たりの介護給付費は第22表のとおりである。平成17年度と比較すると、介護報酬改正及び介護認定基準などの見直しを目的とした介護保険法の改正により、介護給付費などは減少した。合わせて、施設介護、住宅介護とともに、適正かつ的確な介護計画と介護のあり方について、介護給付費の適正化が進めていることから、その結果として、介護給付などが減少している。このことを踏まえ、今後も介護保険に係る施設、事業所への指導を含めて、介護給付費の適正化を推進されることを望む。

#### 27ページ、簡易水道事業特別会計。

歳入総額2億2,379万8,000円で、前年度に比べ1億4,124万9,000円の減で、主なものは、地方債4,700万円、使用料及び手数料1億349万4,000円、国庫支出金2,687万9,000円、繰入金2,941万8,000円で、全体の92.3%を占めており、第23表のとおりである。

歳出総額は、2億938万6,000円で、前年度に比べ1億5,233万2,000円の減で、第24表のとおりで、水道費1億5,054万9,000円、公債費5,883万7,000円となっている。また、水道使用料の未納額が635万5,000円であることを常に認識され、善良な加入者の使用料負担に対する公平感などを考慮して、未納対策を十分検討され、本事業がスムーズに運用できるよう、事業推進に努力されることを望む。

#### 28ページ、農業用水供給事業特別会計。

歳入総額は、1億1,434万円で、前年度に比べ9,995万5,000円の増



で、主なものは、繰入金1億988万5,000円で、第25表のとおりである。

歳出総額は1億1,182万8,000円で、前年度に比べ9,794万4,000円の増で、第26表のとおりである。本年度において、基金1億円を一般会計へ繰替え運用したことにより、歳入歳出ともに増額となっている。本会計は、基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融政策、用水供給施設の維持など、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要がある。

29ページ、鉄道経営対策事業基金特別会計。

歳入総額4,846万4,000円で、主に基金繰入金4,745万3,000円である。歳出決算額は4,846万2,000円で、主に鉄道経営対策事業負担金4,745万3,000円である。本会計は、基金の運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要である。

30ページ、資金運用状況。平成18年度の各会計の資金運用状況は第27表のとおりである。

内容としては、32ページ、第1四半期は、年度当初であり、支出も義務的な諸経費が主体であり、収入は主として町税及び地方交付税で支出に対処されている。特別会計では、4月に収入不足を生じているが、一般会計の余裕金を繰り替え、流用することにより処理されている。

第2四半期から第4四半期では、各会計とも収入不足を生じ、2月において、資金不足となったため、一時期借入金を行い支出に対処されている。

出納閉鎖期間では、4月に一般会計、老人保健特別会計、簡易水道特別会計に収入不足を生じ、持ち越し資金によって対処されているが、5月には町債、国庫支出金等で一般会計において5,142万7,000円、特別会計では1億2,755万7,000円、全会計で1億7,898万4,000円の歳計剰余金となっている。以上のとおり資金運用は良好に行われている。

次に、財産の管理状況について。

有価証券・出資による権利及び債権の管理運用状況は良好である。今後においても、自らの公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債券運用を含め、確実かつ有利な管理運用に努められたい。また、土地・建物・山林などの公有財産台帳についても概ね整備されているが、土地利用計画の整合性合性も図り、効率的な財産の管理に努められたい。

物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。特

に、機構改革、課の統廃合後の備品台帳を早急に整備されること、備品は町の財産、言い換えれば、町民の財産であり、使用及び保管については慎重に対応されるよう強く望む。

車両については、運転日誌などの整備はされているが、今後も車両の点検を充実し、特に、冬季に車両の管理には充分注意をはらい、安全確保を図られたい。また、年数の経った車両もあり、修理などもされていることから、効率性等考慮し、財政部局とも協議され、車両の買い替え等検討されること。

公共施設については、管理状況及び利用状況からして、公共施設としての位置づけができないものもあり、今後において充分検討されたい。

33 ページ、基金。地方自治法第241条第1項前段、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めた。基金の年間増減及び平成19年度5月末現在高は、下記のとおりである。

34 ページ、むすび。

平成18年度高森町の一般会計及び特別会計決算の結果は、前述のとおり、各会計決算及び基金ともに計数に誤りもなく、非違な点も見受けられず、適正に処理され、証拠書類も整理されており、会計経理は正確であった。事業なども国の予算配分の都合により、繰越額があったものの、ほぼ計画どおり執行されており、各会計とも収支の均衡を保持した財政運営がなされ、実質収支は黒字決算をもって、翌年度に引き継がれており、前述のとおり、おおむね適正であると認めた。しかしながら、国の地方財政措置についての基本的方針について、平成17年度に引き続き、従来の歳出改革路線の堅持、強化をすることとし、従来にまして、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施することにより、基礎的財政収支の改善を図ることとされています。一方、地方財政は、地方税収や、地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある中で、公債費が、依然高水準であることや、社会保障関係費の自然増があることなどにより、財政不足が生じ、地方財政は、構造的に見て、極めて厳しい状況になっている。また、地方公共団体において、徹底した行財政改革に取り組み、財政の体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、団体の創造性、自主性を高め、積極的な政策の展開が可能となるよう、自主財源の確保を図ることが、求められています。このような現状の中、本町においても、行財政改革により限られた財源の中で、多様化する住民のニーズへの対応、簡素で効率的な行政システムを確立するために、徹

底した事務事業の見直しなど、一層、歳出の抑制を図られたことに敬意を表するものであるが、本町の財政構造を示す経常収支比率94%、また、公債費負担比率24%であることを充分認識され、今後の財政運営に当たっては、町税などの徴収率を高めると同時に、町民所得の向上による自主財源の確保を図りながら、さらに、行財政改革などにより、改善できるものは徹底的に見直しをされ、本町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望するものである。

また、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計については、高齢化社会のもと、医療費の上昇など、厳しい財政状況の中、健康保持施策などに努められたことは評価するところであるが、年々増大する予算の現状を踏まえ、関係各課において、今後、町民の健康保持増進対策や医療費削減対策などになお一層の努力を望むとともに、保険税の滞納防止にも努力されたい。

次に、平成18年度各基金の運用状況審査の報告をいたします。

地方自治法第241条第1項後段の定額の資金を運用するための基金が設けられているが、法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りはないか。また、基金の目的に沿った運用がなされているか、審査した結果は、次のとおりである。

定額の資金を運用するための基金は次のものであり、審査の結果、適正に運用され、計数及び関係書類等審査の結果、適正と認めた。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。

国民健康保険高額療養費支払資金貸付金。

この基金は、被保険者で高額な医療費を支払うことが困難と認めた者の属する世帯主に貸し付けるもので、500万円の基金が設定され、適切な運用がなされていることを認めた。今後も高額医療費を抑制するよう、健康保持増進対策に努力されることを望む。基金の運用状況は、期中貸付運用は17件、169万7,000円で、期中において、全額返還され、期末残額は500万円である。

以上で、平成18年度高森町各会計決算審査並びに財産基金及び運用状況の審査の報告を終わります。

○議長（三森義高君） 色見代表監査委員さんには、どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（三森義高君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、11時半から行いますので、その間、休憩といたします。

-----○-----  
休憩 午前11時20分  
再開 午前11時30分  
-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表監査委員さんより決算審査意見書の訂正申し入れがっておりますので、許可します。

○代表監査委員（色見弘司君） 先ほど、報告させていただきました意見書の中で、24ページと28ページが入れ替わって説明いたしました。後ほど、入れ替えさせていただきますので、報告いたします。すみませんでした。

○議長（三森義高君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

今、代表監査委員の方が監査報告ということで、一般会計及び6つの特別会計の監査報告がなされましたけれども、私、特に、福祉と教育ということで、福祉問題に興味がありまして、この介護保険の特別会計ですね、25ページにも載っておりますように、今後も介護保険に係る施設、事業所への指導等を含めて、介護給付費の適正化を推進させることを望むということを書いてありますけれども、皆さん、ご存じのように、大分前、コムスンの不正、そしてまた、2、3週間前には、熊日載ってございましたように、益城町でのそういうことがありましたけれども、高森町においては、そういう声が上がっていないか、そういうところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 高森町についても、個別の指導、私どもが直接個別指導するということはございません。県の高齢化支援室の方から来ていただいて、事業所指導、それから、集団指導等は行っていただいております。

それと、ケアマネージャー、各施設にケアマネージャーがおりますので、これは、私どもの方にお集まりいただいて、一緒に勉強会をやっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

現在、1番議員の立山議員が申されましたように、私も、現在、この介護保険のいろいろについて、あまり詳しくありませんけど、ちょっとお尋ねいたします。

現在、介護保険の事業所について、何社ぐらいの事業所があるか、ご返答お願いします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 事業所は、介護支援センターというのが6カ所ございます。支援センターというのは、ケアマネージャーがおりまして、ケアプラン等を作成するところがございますが、当然、私どもの方で、直営で包括支援センターも持っており、それから、派遣をする事業所が3カ所ございます。これは、サービスの提供を行っている事業所が3カ所ということでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、6カ所と派遣会社が3カ所ということでございますけど、実質的な事業所の名前なんか、公表ができないんですか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それは、どちらの方でございますかね。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 派遣の方の3カ所。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 派遣は、社会福祉協議会、それと、指定南阿蘇、それと、堤薬局ヘルパーがございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第 6 同意第 4 号 高森町教育委員会委員の任命について**

○議長（三森義高君） 日程第 6 同意第 4 号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第 4 号、高森町教育委員会委員の任命について、提案説明を申し上げます。

現教育委員会委員 二子石鉄幸氏は、人格高潔で、識見も高く、現在、1 期 4 年目ですが、平成 16 年 12 月から町教育委員会委員長として、本町教育行政の一翼を担っていただいております。その任期が、本年 9 月 30 日をもって満了するため、同氏を教育委員会委員に再任任命いたしたく、同意を求めるものでございます。

どうか、速やかに、ご同意くださいますよう、よろしく願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 4 について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 4 号、高森町教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第 7 同意第 5 号 高森町監査委員の選任について**

○議長（三森義高君） 日程第 7 同意第 5 号、高森町監査委員の選任についてを議題といたします。

代表監査委員 色見弘司君については、本人に関する議案であり、色見弘司君の退場を求めます。

[代表監査委員 色見弘司君 退場]

○議長（三森義高君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第5号、高森町監査委員の選任について、提案説明を申し上げます。

本町代表監査委員の色見弘司氏は、人格高潔で、民間企業の理事長もされ、町の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し、すぐれた識見を有されております。その任期が、本年9月30日をもって満了するため、同氏を再任いたしたく、同意を求めるものでございます。

どうか、速やかに同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

これより、色見弘司君の入場を認めます。

[代表監査委員 色見弘司君 入場]

○議長（三森義高君） 色見弘司君に申し伝えます。同意第5号、高森町監査委員の選任については、原案のとおり同意することにしましたので、その旨、申し伝えます。

-----○-----

日程第8 議案第41号 高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第8 議案第41号、高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 皆さん、こんにちは。

議案第41号、高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

この件につきましては、先の統一地方選の最中、長崎市におきましては、現職でありました市長候補が銃で殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。その後も、福岡・熊本でも暴力団、または暴力団の関係者による銃を使用した殺傷事件が発生するなど、一般住民をも恐怖に陥れるという事件が、毎日のようにテレビ・新聞等で報道されていますことは、議員の皆さん、ご承知の事実でございます。

これまで、町といたしましても、熊本県暴力追放協議会の賛助会員といたしまして、暴力追放運動等に力を注いでまいりましたが、さらに、一考を加える必要性を感じております。

そのため、今回、高森町の公共施設におきましては、住民の安心・安全と福祉の増進のため、社会公共の利用利益に反します、これら暴力団及び暴力団員等への使用を制限する条例を制定するものでございます。

どうか、趣旨、ご理解をいただきまして、速やかにご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、総務常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第42号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第9 議案第42号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第42号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部改



正についての提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案いたしました条例の一部改正は、国家公務員等の旅費支給規程の改正に伴います字句の訂正でございまして、条例の新旧表を見ていただきたいというふうに思います。

改正前の鉄道賃におきましては、1等の運賃、普通急行列車、準急行列車との記載がありますけれども、1等・2等というのは、現在は使われておらず、改正後は、現在、使用されておりますその乗車に要する旅客運賃、急行料金、特別車両料金、座席指定料などと、字句の訂正をいたしております。

また、船賃につきましても、改正前は、鉄道賃を準用いたしておりましたので、改正後では、現に支払った旅客運賃、寝台料金、特別船室料金などと字句の訂正をいたし、条文の整理を行っております。

以上、ご説明いたしました。慎重ご審議の上、速やかにご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。1時から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第10 議案第43号 平成19年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第10 議案第43号、平成19年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第43号で提案いたしました平成19年度高森町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、機構改革によります人事異動に伴う給与関係経費の補正、退職予定職員に対する負担金や、7月6日からの梅雨前線と台風4号及び5号に係る災害復旧費の補正によるものでございます。1億898万円を追加補正することとしております。これを現計予算と合算いたしますと、総額で38億6,932万7,000円となります。

7ページの第2表、地方債補正は、7月6日からの梅雨前線の豪雨と台風4号並びに5号について発生した災害復旧のために必要となった公共土木と農地及び林道災害復旧費用を災害復旧事業の財源として追加するものでございます。

以下、歳入予算の主なものをご説明を申し上げます。

10ページの地方交付税につきましては、1,753万2,000円を計上してございます。災害復旧費負担金は、農地等災害復旧のための受益者負担金でございます。

次に、災害復旧費国庫負担金は、災害復旧に係る国の負担金であります。

続きまして、11ページの災害復旧費県補助金につきましては、これまでの一連の農林業関連災害復旧に係る県補助金でございます。

繰入金は、老人保健特別会計・介護保険特別会計からの18年度事業の精算金を繰り入れるものでございます。

続きまして、12ページの町債の補正は、公共土木施設と農林業災害に係ります災害復旧費債の補正を行うものでございます。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

13ページから24ページまで記載しております給与・職員手当・共済費の増減につきましては、本年6月1日付けの職員異動によります各費目全般にわたって調整を行っております。

14ページの総務費の訴訟費につきましては、本年6月1日付けで行いました機

構改革によります分限処分を含む人事異動等について、地方公務員法第49条の2の規定に基づく不服申し立てが熊本県人事委員会に提出されているために、町長並びに教育委員会の代理人として、その事務を弁護士へ委任し今後の処理に当たらせるための経費を計上いたしております。

水資源対策費につきましては、今回の災害に係ります山付・神原部落水道災害復旧のための町の負担金でございます。

続きまして、16ページの選挙費につきましては、まだ国の負担額が決定されていないことから、現段階での組み替えを行ったものであります。

国民健康保険事業費の繰出金につきましては、本年度出産育児見込み数が増加したことによる補正でございます。

続きまして、20ページの保健衛生総務費の報酬と賃金については、町の栄養士の産休に係ります代替職員分について、補正を行っております。

母子保健費の報償費と旅費につきましては、母子保健推進委員の活動に必要な費用に係る補正でございます。

次に、21ページの農地費の負担金補助及び交付金につきましては、今回の災害により発生した被害について、復旧に必要な費用を補正したものでございます。

また、22ページの観光費につきましては、越敷岳登山道路が豪雨のために、洗堀されたことによります補修工事に係る補正でございます。

続きまして、23ページの学校施設管理費につきましては、高森中学校・高森中央小学校体育館の雨漏り修繕に係る補正でございます。

24ページの学校施設管理費につきましては、高森中学校屋外施設整備工事設計委託料の入札残額による補正でございます。

次に、25ページの公共土木災害復旧費につきましては、今回の災害復旧事業に係る町道と河川の災害に係る補正でございます。

続きまして、26ページと27ページには、今回の災害復旧事業に係ります農道と農地及び林道の災害に係る補正でございます。公共土木・農地等災害復旧につきましては、住民生活にいち早く、以前の状態になりますように、最優先事項として、担当課において進めてまいっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、公共土木施設につきましては、12月定例会に災害査定後の補正をお願いすることとしております。

以上、今回、提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明申

上げました。ご審議の上、ご決定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

ただいま、中学校の校舎の雨漏りの件が出ていましたけど、おそらく、これは、工事を始めてから、もう今回が何回目になるかと、私は思っておりますけど、初めの設計時点において、今の校舎については、十分なされていたのかと、私も本当に残念でなりません。雨漏りは一番、学校につきましては、大事な問題でございます。その点について、お答えを願います。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 今、ご説明しました体育館の雨漏りの件ですが、これは、高森中央小学校の方の体育館になります。耐用年数等と状況で、老朽化による雨漏りということで、今回、修繕するようにしております。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

14ページ、訴訟費、ただいま、町長の方から説明がございましたけども、人事異動に伴うところの訴訟費ということでございますけれども、あまりよろしくないことですね、これは。これは、おそらく職員組合との関係だろうと思っておりますけれども、町長さん、なるべく、こういうことは、町長は、町長なりに、考えがあると思っておりますけれども、職員との関係はうまくやっていただくのが、我々議会としても、望むところでございますので、この点につきまして、町長さんの考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、8番議員さんのご質問でございますが、訴訟費の件についてご説明を申し上げました。今回、6月1日付けで、改革を行うということで、議会の方とも皆さんと一緒にご相談申し上げ、一応、改革をやろうということで、6月1日で異動いたしました。そのあたりに、いろんな国・県の方針のもとに、いろんな改革の形として見えている部分をまず行おうということで、やってきました。もちろん、職員の方々に、本当にいつも言いますが、大変痛みを与える改革であったろうと、そのようにまた思っておりますし、また、これも1つの財政問題、いろんな地域問題、また、今から今後、120名体制を93名にしていくと、そのよう

なことを考えながら、今回の6月1日の異動であったかなと、そのように思っております。

いろんな分限処分等も行っております。そのことについて、内容については、まだ、今のところ、そういうことで、県の方からも特別なことはやってございませんものですから、内容については、人事委員会の代表者が決まって、その方といろんな折衝をしていく段階になろうかなと、そのように思っております。

ただ、私もいつも申しますように、何もかもが、これがベストであるとは申しません。悪いところは直していきながら、今後、対応すべきであろうかなと、そのように思っております。今のところ、そういう段階でございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） ありがとうございます。

町長の今度はベストではないという、いろいろ前向きに変えるところは変えるというお気持ちのようでございます。職員の方も人事異動そのものについては、これは、そう不服があるとは思いませんけれども、階級とか、いろんな諸々についてあろうかと思えます。その辺、町長さん、丸く収めてもらって、行政が丸く、非常に大変な時です。確かに、職員も痛みを感じながら、議会もそうですけど、町民も痛みを感じながらやっていっておるわけでございます。昨日は、敬老会でございましたけれども、高齢者の方々それぞれ非常に不満を漏らしておられますけれども、町民皆が痛みを耐えながら、この難局を乗り切っていかなければなりません。ですから、町長の指導力もお願いをしながら、何とか、職員組合と丸くやっていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番 田上でございます。

ただいまの不服審査申し立てについてですけれども、やはり、この問題が町民に公開というような形になります。そうなりますと、やはり、町民の不安というのは、非常に大きいだらうと思えます。やはり、行政というのは、行政、これは、議会も同じですけれども、やはり、町民の信頼というのが大きくなければ、町民の皆さん方の不安を大きくしていくんじゃないだらうかというふうに思えます。

今回のこの不服審査、内容については、私達もあまり存じておりませんけれども、やはり、十分に職員との意思の疎通を図りながら、やはり、住民の不安をあおらないような方法なり、十分理解をしていただけるような形をとっていただければ

というふうに思うわけでございますが。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、8番議員さんに申したとおりでございます。

○議長（三森義高君） 以上のとおりでございますが、他にございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第44号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第11 議案第44号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それでは、議案第44号で提案いたしました平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、現行予算に1,156万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,522万2,000円とするものでございます。

その内訳は、歳入で、所得の確定により税額を本算定し、319万2,000円の増額、また、出産育児一時金の繰入金といたしまして、233万3,000円、繰越金の減額に伴う財源補填のため基金からの繰入金を1,999万9,000円計上いたしております。

ただいま、申しあげましたように、当初見込んでおりました18年度よりの繰越金が確定で1,395万9,000円減額となりましたので、補正をいたしました。

歳出では、補装具などの補助を行うための療養費を210万円、大変喜ばしいこととございますけれども、出産増に伴います出産育児一時金を10名分350万円追加補正をいたしております。介護納付金は、確定によりまして、210万円の減

額補正をいたしております。償還金につきましては、18年度分の確定により、国や社会保険支払基金に返還する1,048万3,000円を補正いたしました。支出分の不足分を予備費より241万8,000円補正をいたしております。

ご審議の上、決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第45号 平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第12 議案第45号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それでは、議案第45号で提案いたしました平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、1,378万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億2,468万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、18年度事業の確定に伴い、精算のため、国・県より負担金を受け入れ、町の一般会計へ返還するものでございます。

ご審議の上、決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第46号 平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第13 議案第46号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第46号で提案いたしました平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、現行予算に3,646万1,000円を追加し、総額で歳入歳出それぞれ6億3,573万5,000円とするものでございます。

その内訳といたしまして、歳入では、所得確定によります保険料本算定で456万円、国庫補助金・県補助金・一般会計繰入金は、いずれも包括支援センターに調査員を雇用するための人件費に充てるため、補助金を計上いたしております。繰越金は、18年度事業完了に伴う精算金を計上いたしました。

歳出では、各サービス等諸費は、いずれも18年度事業の精算をするための補正でございます。包括支援等事業費は、先ほど、歳入の項目でご説明申し上げましたように、人件費を計上いたしております。償還金は、18年度事業の完了によります国・県に償還する補正であり、繰出金は、一般会計に返還するものでございます。予備費は、緊急時に備え、計上いたしましたものでございます。

ご審議の上、決定いただきますよう、お願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

ただいま、介護保険の説明がありまして、介護サービスの諸経費が5億1,636万円ということでございまして、大変大きゅうございます。

ところで、私は、これ、聞いた話によりますと、町の中で、ある町民の方からこの介護について、事業所において、不正があっているという話を聞きまして、ちょっと、このところ、そういう事実はないかということをお聞きしたいと思います。



○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） その内容につきましては、まだ、ここで確定して申し上げる状況にはございません。

それと、その事業所名につきましては、私が職務上、知り得た秘密ということで、お知らせすることはできませんが、これ、当然のことながら、そのような事実が判明すれば、県の許認可権がございますので、県の方からその事業所名等は公表されるということになるかと思えます。

しかし、今のところ、今、ご質問いただきました件は、私の方で確定というか、私の方で正確に把握している状況にはございません。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 確定されていないということでございますけど、いろんな町民の方から聞きますと、ある一定の場所で介護の人が載っていないとか、いろいろな話を聞くわけでございます。町としても、こういう介護については、本当に皆さんの目も光っております。特に、3件の事業所において、今後、私達もいろいろな町民からの話が出ておりますので、そういう方面の話を今後また追求していこうと思っております。

この件につきまして、提案でございますけど、文教厚生常任委員の方でいろいろ話が出ていますので、話をしてもらおうというような形をとってもらえないか、お聞きします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 当然のことながら、先ほど、午前中だったかと思いますが、コムスンの話も出ております。このようなことは、当然、あってはならないことでございますし、私どもの方としましても、そのようなことについては、十分目を光らせていきたいと思えますし、なお、支払業務につきましては、各事業所から私どもの方に直接請求が上がってくるわけではございませんので、国民健康保険団体連合会の方で審査をしていただいて、その審査に基づいて、私どもの方に請求をいただき、私どもの方は連合会にお支払いをし、連合会から各事業所にお支払いをするというようなシステムになっております。

もちろん、今、お話のようなことが事実であったということが出てきましたら、当然、法に則って、粛々と、それは事務手続きをしていくと、過誤等が出てまいりましたら、ということになるかと思えます。

現時点では、私どもの方に正確なことは、県の方から報告が一切あっておりませんので、今、どのような状況にあるのかということは、正確には申し上げられない状況にあるということでございます。

もちろん、それが確定しました時点では、ご報告を申し上げる所存でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今の説明で私も少し安心しましたが、町民の方からは、こういう話が出るということは、誠に残念な話だと思っております。くれぐれも町としても、こういう話が出るということがないように、今後、私としましても、町議会としましても、こういう不正がないことを祈っているわけでございます。

また、いろいろな話がございます。今後、慎重に住民福祉課の方も目を光らせてまして、この問題につきましても、執り行ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第47号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第14 議案第47号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第47号で提案いたしました平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ2億8,287万6,000円といたしました。

5ページをお開きください。第2表、債務負担行為は、高森地区簡易水道施設省エネルギー事業、エネルギーサービス料を7年間で支出するための補正であります。

補正の詳細につきましては、7ページからご説明申し上げます。

歳入は、決算額の確定による繰越金27万6,000円を増額補正いたしました。歳出については、一般管理費の人件費に職員手当19万7,000円、共済費4万9,000円を増額補正、賃金は、色見地区簡易水道・大村配水池管理道路舗装に伴う賃金11万円を増額、需用費の印刷製本費は、水道検針票・納付書の印刷費28万7,000円を増額、役務費は、水道配管漏水調査手数料50万円を増額、使用料及び賃借料は、大村配水池管理道路に伴う重機借上料4万8,000円を増額、原材料は、大村配水池管理道路舗装材料費29万3,000円を増額補正、予備費は120万8,000円を減額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第48号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（三森義高君） 日程第15 議案第48号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第48号で提案いたしました平成19年度高森町農

業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をいたします。

今回の補正は、平成18年度の決算額の確定による補正で、歳入歳出それぞれ214万5,000円を増額するものであります。

内容につきましては、6ページからご説明申し上げます。

歳入は、繰越金214万5,000円を補正し、251万2,000円といたしました。次に、歳出ですが、予備費214万5,000円を補正し、286万6,000円といたしました。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第49号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第16 議案第49号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第49号で提案いたしました平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,514万9,000円とするものであります。

内容について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度決算に伴います赤字額1,231万円を運営基金からの繰入金により、南阿蘇鉄道に対し補填措置を講ずるためのものでございます。

以上、提案説明をいたしました。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第17 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第17 休会の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

19日から25日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、19日から25日までは休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時00分

9 月 2 6 日 (水)

(第 2 日)

平成19年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成19年9月26日

午前10時01分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1番	立山 広滋	高齢者の福祉について	① 高齢者に対する施策を具体的にどう考え、実行されるのか。
2番	森田 勝	湧水トンネルの将来について	① トンネル内の防災対策は、どのように考えておられるのか。 ② 非常時の避難場所は。 ③ 今後の観光対策は。 ④ トンネルを含めた観光ルートは。
3番	田上 更生	朋遊館の活用方策について	① 朋遊館の利用現状と損益等は。 ② 介護への利用や住民の健康維持、病気予防等への活用は。 ③ 野尻総合センターは、今後どう取り扱うのか。
6番	後藤 和昭	1 町道の整備について	遅れている町道整備について、今後どのような計画があるのか。
		2 介護保険について	介護関係の予算における歳出は適正であるのか。
10番	後藤 英範	1 「日の尾峠線」の取組みについて	「日の尾峠線」の取組みと見通しは。
		2 町おこし（地域の活性化）について	各地域における活性化策について、どのように考えておられるのか。
		3 高森町の財源確保について	色見地区における別荘建築と町の税収は。

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	桐原一紀君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------



開議 午前10時01分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（三森義高君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山でございます。

本日は、9月26日ということで、彼岸の最終日ということで、ここにおいでの皆様方も先祖の霊に、今までのお導きの感謝の意味も込めまして、皆様方、敬われたことだろうと思います。

さて、本日は、高齢者の福祉について、特に、高齢者に対する施策を具体的にどう考え、実行されるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

内閣府によりますと、一般的に、65歳以上の人口が全体の7%を超えると高齢化社会、また、14%を超えると高齢社会と言いまして、熊本県におきましても、全国都道府県の平均が、今、20%、本県の場合が23%で、約44万5,000人、これは、全国平均よりも7年先高齢化率が進んでいるといわれております。本町におきましても、数日前、4月末日の統計をもらいましたけれども、それによりますと、高森町の高齢化率が32.69%、約2,450名の方が65歳以上の方々であります。

そこで、老人対策の施策に対して、今までは、老人クラブに助成金を出すとか、独居老人に対しては、ホームヘルパーを派遣するとか、敬老の日にささやかな祝い金程度で、いわゆる保護する施策が中心であったように考えております。老人が一番悩んでいるのは何であろうか、そのことが問題なのであります。

そこで、老人にとっても、毎日、朝を迎えるのが楽しみだ、今日はあれをしなけ

れば、明日はこれをしなければといった充実した毎日を過ごさせるための施策が考えられないものか、変化に富んだ施策をしてこそ、充実した老後が確立されると思いますけれども、この点、町長は、いかがお考えか、所信をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、1番議員のご質問にお答えいたしますが、まず、全国的なデータは別にいたしましても、私どもの、今の高森町の現状をお話を申し上げたいと思っております。

今、議員さんがおっしゃいましたように、65歳以上の高齢者の方々、7月末現在で2,457名おられます。その率といたしましては、32.69%、3人に1人は高齢者でございます。

介護保険制度開始に当たりまして、高齢者の皆様方に実施いたしましたところ、健康に対する不安が圧倒的に寄せられているのも現状であろうかと、そのように思っております。

そこで、町といたしましても、少しでも高齢者の方々の不安を取り除くために、社会福祉協議会に委託し、地域の公民館と、また、看護師等を派遣しながら、健康相談や生きがいのある生活をするための生活指導を8カ所で行っているところでございます。他に保健師によります認知症予防教室等を2カ所で実施いたしているところでございます。また、血圧測定など、健康相談にも老人クラブの活動などに合わせまして、随時行っているのが、今の町の現状でございます。

また、これとは別に、無医療地区とありますが、野尻・草部の方に病院等がございませんものですから、保健師さんを定期的に派遣しながら、高齢者の家庭を訪問して、健康相談なりに応じて、不安を取り除くために、現状は努めているところでございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、町長の答弁で、社協に委託して、公民館等を利用して、保健師等を入れながら、相談指導を8カ所で行っているということで、健康相談とか、特に、無医地区でのそういう活動をしていらっしゃるということでございますけれども、昔、福祉と言えば、昔の言葉は、福祉はただなりという言葉がありましたけれども、今はそれなりのサービスを受けるには、やっぱりそれなりの金額を出さなければならないかと思っております。

そこで、今まで、先ほども申し上げましたように、いたわってあげなければなら

ない高齢者がいることも事実でありますけれども、その段階であり、その一段階前で、自ら学びたい、健康づくりに取り組みたいと、意欲を持っている高齢者がいるのも事実でございます。

それと、今、各地区、高森町は高森地区・色見地区・草部地区・野尻地区とありますけれども、各、この4地区を見てみますと、この4地区の間でも高齢化率がばらつきがあります。特に、山東部の野尻地区・草部地区は、もうすぐ高齢化率が50%を迎えようとしているところでございます。

また、いろんな高齢者に対して、施策がありますけれども、おしなべて、十把一絡げの施策では、もうどこの地区も、そういう施策は継続しないと思いますけれども、特に、地域性を生かした地域独自の施策が必要じゃなかろうかと思えます。そのためには、今後、十分な、いろんな関係者の方々との議論が必要かと思えますけれども、その辺のところ、町長、どうお考え、お伺いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、町の独自の事業といたしましても、要介護状態にならないために、地域の支援に合った、また、買い物、また、家の掃除とか、整理整頓など、日常生活の援助を私どもが、今、行っているところでございます。まずは、介護予防、生きがいのある活動支援事業を提供するための場所として、私どもは、今、いろんな地域に対しまして、町民バス等も走らせているところでございます。

私も、先日来、町民バスに地域の議員さんと一緒に早朝から乗っていただきまして、どのようなことが一番大事であろうかということで、地域を、今、町民バスに乗って回って、現状を把握しているところです。

ただ、少し心配いたしますのは、私どもの町だけの施策ではなく、国全体のなかなか、高齢者に対する厳しさが、言葉は耳障りのいい支援とか、援助とか、とても耳障りのいいお話はよく聞きますけれども、今回も一番危惧いたしましておりますのは、今、高齢者の方は70歳から74歳までの方は、1割負担の方は2割になると、まだ決定はいたしておりませんが、そのような状況になろうか、間違いなくなるだろうかと、そのように思っていることと、75歳以上の方は、後期高齢者ということで、もう来年待ったなしで、4月1日から行われます。そのお金につきましても、これは必ず、個人負担でございます。今、うちの町は、介護保険料といたしまして、他の町村のことを言うべきじゃございませんが、町は4,000円切ったところでございますけれども、それと、今後、介護法、後期高齢者ということになりますと、約6,000円くらいの負担増になるんじゃないかと、お話を聞いて

おります。別に、4,000円プラス6,000円ですから、そういう後期高齢者の負担増になる。もちろん、収入とかによるものだとは思いますが、今のところ、そのように、本当に不安を感じる、私としまして、地域的に、地域格差是正しなさいということで、大きく叫ばれますけども、今日、福田康夫さんが総理になりましたが、本当に、私どもも、何とか、地域の格差を是非直してほしいと、本当に訴えているところでございます。

ただ、今回は、待ったなしの、今、言いましたように、後期高齢者の75歳以上の方々4月1日から、局長さんは熊本市の市長さんがなられますが、全体的に、町といたしましても、それに対しての、それ相当の負担はあるものと思っております。なかなか、この厳しさの中で、町独自というのは、大変難しいものがございますが、できる限り、町に沿って、今、1番議員さんがおっしゃいましたように、熊本市の老人対策というのは、高齢者対策じゃなく、私どもの高森町に合った高齢者対策をしていこうと、そのように思っております。

まだまだ、今から研究の余地も十分ございまして、いろいろなものに、議員の先生方のお知恵を借りながら、進めてまいろうと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、町長が答弁の中でおっしゃいました後期高齢者ですね、統計はご存じかと思えますけれども、約2,450名いらっしゃる高齢者の中で、後期高齢者の方が、いわゆる75歳以上の高齢者の方が、今年末をもって、多分、1,300名に近づくか、それを超えるぐらいの人数の方になると思えます。

そこで、先ほど、私が言いましたように、特に、財源難で、非常に厳しい年を迎えておりますけれども、地域に合ったいろんな施策を講じていただきたいと思えます。その地域に合った施策を講じるということは、とにかく、地域の人と幾度となく、論議を重ねていただいて、この高森町に合った施策を実行してほしいと思えます。

町長が言っておられる次世代につなげる明るい未来のあるまちづくりに、私達も微力ながら、取り組みますので、他町村に誇れ、また、高森町にマッチした福祉を、施策を実現していただき、高齢者が安心して暮らせる高森福祉の町、高齢者福祉の町、高森をキャッチフレーズに、積極的に動いていただきたいと思えます。

今日は、質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。2番、森田でございます。

私は、町の唯一、観光収入のある湧水トンネルについて、ちょっと質問いたします。

年間6,000万円余り収入がございます。それから、観光客の方、20万人そこそこ訪れているわけですが、トンネル内の防災について、本町は、町長としては、どのような対応をとられるのか、ご質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員の森田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今、湧水トンネルの安全管理ということの方にお聞きいたしましたところですが、平成6年度から湧水トンネル観光施設といたしまして、一般開放をいたしているところがございます。今のところ、おかげさまといいますか、災害事故等は起きておりませんが、しかしながら、毎年、20万人余り以上の観光客の方々が私どもの施設にお出でをいただいているところがございます。やはり、今、森田議員がおっしゃいましたように、一番大事なことであろうかと、また、一番重要なことであろうかと思っております。

まず、平成12年度から13年度にかけて、トンネル内及び地震対策というものに関しまして、修繕を行ったところがございます。また、避難用通路といたしまして、斜坑といいますか、別所側になりますが、あっち側の方に非常用の出口、また、非常灯、緊急用電話及び事故等があった時の担架を設置し、入園をしていただく方の安全を確保いたしております。

今のところは、災害時の事故が発生した場合の緊急連絡体制、また、非常出口、誘導灯につきましても、確認をいたしながら、緊急電話等の整備を行っておりますけども、まだまだ、私どもも、非常時の誘導書といいますか、避難計画等について、まだ計画を出しておりません。その分につきまして、本年度中に指導書の作成及び来園者の方々が一番少ない時期を選びまして、来年の2月には、避難訓練を始め、実行しようと、そのように思っております。

今後、まだまだ、うちも、今、県道28号線の改良、いろいろなものがあれば、まだまだこれ以上に来園していただくこと、また、計画いたしております本年度に11月には、DMVの計画をいたしておりますが、そういうのを含めまして、本当の意味での観光施設の安全には、注意を払っていかねばならないと十分思ってお

ります。よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長が2月、避難訓練の場所と考えているということをお話されました。今の世の中、いろんな人がいるわけでございます。もし、トンネル内で爆発、それから火災など、非常に起きた場合、対応など、どうされるのか、それから、今のところ、入口が一方は階段入口、もう一方は、下の西側の方から入口があるわけでございます。話に聞きますと、非常災害の時は、別所の方を開けて、何か誘導するというような話も聞いております。しかし、入口の方から行った人が、別所の奥の方に入っていきような考えを、私はとても観光客として危険な話ではないかと思っております、そのところをどう思われているのか、お願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） なかなか大変な質問でございまして、もちろん、昔の国鉄の時のトンネルでございまして、2,055メートルトンネルが掘ってございます。今、利用させていただいておりますのが、約500メートルということで、往復すると約30分強かかるようなところでございます。

トンネルの中で、なかなか災害があった時と、火災等、いろんな想像をしながら、もちろん、一番大事なことは百も承知でございますが、やはり、出口が今、1カ所、階段が急だと、いろんなお話あります。本当に観光地といたしまして、もっと安全最優先して、安全対策はするべきと、十分承知しておりますが、今のところは、先ほど申しましたように、いろんな避難訓練等、お出でになるお客さん方にも十分避難ができるように、また、十分、それを承知して、入園をしていただくように、そのような対策で、今から対応してまいろうかと、そのように思っております。

ご理解をいただきますように、トンネルは耐震は、先ほど申しましたように、ミルク注入と申しますが、いろんな検査をいたしまして、ちゃんとして耐震はできておりますが、火災等については、今のところ、禁煙とか、いろいろ燃えるものはないように見えますが、やはり、電気系統が入っております。また、電気系統は水に弱いものでございまして、その水を見に来てお出でのところに、電気を流しておりますから、少し、本当に私どもも危惧いたしておりますが、安全につきましては、万全の対策をとりながら、進めてまいろうと思っております。

本当に貴重な意見を、先ほど申しましたように、一番、お客さんが少ない時に、

2月には、十分、今、応援していただいております入場券とか、いろいろしていただく方と一緒に、うちの職員も一緒になって、訓練をしてみようと、そのように思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 年間6,000万円余り、それから、20万人の観光客、本当にもしもの災害の時は、大変な、町としても、一大事の事件になるような感じがしております。早急に、今後の対応をお願いします。

それから、年々、観光客も減少しているようでございます。今後の対応策としては、どのように湧水トンネルを含めて、していかれるのか、そののところ、もう少し詳しくお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今後の観光に対する対策であろうかと、そのようにお聞きいたしましたところでございますが、今のところ、2カ年にかけて、まちづくり交付金等をお願いをしながら、高森駅から歩いて行かれる、そういうアクセスができるようにということで、今、北側の方には十分内容的にはできるようになりました。また、今後も、まちづくり交付金を利用しながら、湧水トンネルの再利用、再確認といたしますか、多く来ていただくために、行うということは、危機管理道路も含めまして、横町等につきまして、中山川の橋等につきましても、そのあたりのアクセスをというふうに計画をいたしております。

ただ、観光ルートといたしましても、今、7月の七夕祭り、また、12月にはクリスマスファンタジーと、いろんなものを開催しながら、観光客の誘致に、今、一生懸命努めておるところでございます。年々おかげさまでと言いますか、観光客の方も年々やっ和高森町に湧水トンネル公園があるということを理解をしていただくように、全国的にもなったのではなかろうかなと思っておるところでもございます。

やはり、今後は、これ以上に、この町全体、湧水公園だけではなく、町全体に足を運んでいただく、いろんな散策をしていただきながら、最終的には、皆様が、今年も風鎮祭等に利用いたしました観光交流センター等につきましても、あれを含めた中心街の拠点づくりの一環でございますから、それについて、全体的な道路網整備をということで、今行っております。

また、そのためにも、今回、皆様方をお願いいたしました天神に向かってもまだ郵便局前辺りは、ご存じのように、段差等がございまして、高齢者の方に言葉ではやさしいまちづくりと言いながら、全然やさしくなかったりとか、そういう面を含

めまして、今、測量等を設計を今いたしているところです。これも、まちづくり交付金の中で行くと、旧畜協の方に向かって、段差が20センチぐらいございまして、本当に、今、不便をおかけしている、そのあたりは直しながら、町全体の見直し、そして、観光客の方々がどこでもお立ち寄りができるように、そういう道路網整備、ハード面も行っていこうと、そのように進めているところでございますので、まだまだ、今からが、私どもの町の観光施設として、十分成り立っていけるように、施策をとっていこうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、湧水トンネルを含め、交流センターまでのルートを考えておるといってございまして。私達が非常に思いますのは、年々、観光客も減少している、それから、せっかく、交流センターもできまして、観光客を誘致するというような形をとられておるわけでございます。それにつきまして、町の中も本当に土曜日曜日に通ってみますと、シャッターが下りていて、これでも観光客が誘致されるのかと疑問に思うわけでございます。

そこで、私もちょっと考えた案でございますけど、今後、トンネルを含めた観光ルートとしまして、トンネルを出て、別所池、それから羅漢山を上りまして、芝原の大石、それから、大石から下ってきますと、冬野の札所があります。それを通過しまして、高森神社、御矢石、それからまた、トンネルに来るといような観光ルートも今後考えていかねば、観光客の減少すると思っております。

そのような方面について、町長としてのお考えをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんからのいろんな観光ルートについてご提案をいただきました。私どもも、いろんな町中の、今まで既存しております観光ルート、また既存しております目に見えない観光地といいますか、景勝地とか、いろんな場所があるかと、今、思っております。

先ほど申しましたように、駅から湧水公園に対します町中散策コースとか、また、高森阿蘇神社、西蓮寺、含蔵寺を行います歴史コースとか、また、阿蘇外輪山等、自然遊歩道等を散策いただきます自然歩道の散策、また、吉見神社を中心としたしました歴史的なコースをやるとか、越敷岳トリッキングとか、また、根子岳のトリッキング、また、最近、いろんなお話があつておりますうそぐいの滝の自然散策コースとか、いろんなコースが、私どもの町にも既存いたしております。

また、その中にも、当然、別所池の上の羅漢山等につきましても、本当に皆様方



も結構お参りになる場所でございますが、また、あそこは九州自然歩道が環境庁の方で整備されておりますが、やはり、どうしても、散策されますか、利用される方が少ないということで、どうしても管理が十分ではございません。今後も、そういう面を含めまして、管理等も含めまして、環境省、また県ともご相談申し上げながら、今後のいろんな私どもにあります先祖代々から大事にさせていただいておりますこの散策、観光コースをもっとわかりやすく一緒に散策できるような、そういう観光コースを作成してまいろうと、そのように思っております。

まだまだ、地域的に本当に隠れた部分、また、今回も熊本県からも先ほどの新聞にも載っておりましたが、世界文化遺産ということで提言されております。それももちろん、環境、また景観をということで、お話がっております。それも、そのひまつりとか、神社仏閣がない部分の文化的世界遺産ということで、今、お願いをいたしております。

今回、そこに残るかどうか、まだ、私もわかりませんが、この前も、皆さんでお話いたしましたように、これ以上の規制がかかれば、私どもも困りますから、今の規制内で、何とか、この世界的な文化遺産に協力する、私どもも守っていただく以上は協力するわけでございますから、その分を今、お願いをいたしているところでございます。

これにつきましても、今後も観光案内部会とか、いっぱい町中に努力をして、また、ボランティアということで、いろんな方々に協力をいただいておりますので、今後も町、また、観光案内の方、また、商工会、また、観光協会と、いろんな方々のご相談申し上げながら、随時、町の隠れた観光ルートにつきましても、進めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） ただいま、町長が申されましたように、観光は、町だけでできるものではございません。町の中のいろんな人が一生懸命になりまして、お互い、行政なりに対応して、お互いにつくっていかなくては、先ほど申したように、土曜日曜日にシャッターが下りているような町では、本当に観光客もどこに行ってもわからないような現状でございます。

私も議員になりまして、よく町内を車で回ってみるわけでございます。本当に、寂れて、残念でなりません。一生懸命、私たち議員も手を取り合ひまして、今後のまちづくりのためにがんばっていこうと思っております。行政の方もよろしく願います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） おはようございます。

私は、1番議員、立山議員と少し重複する点もあるかと思えますけれども、より具体的に地域の施設を利用した福祉対策と高齢化対策というようなことで、お伺いをいたしたいと思えます。

私、野尻出身でございます。野尻に朋遊館という観光・福祉を目的とした施設がございます。今後の活用方策について、お伺いをいたしたいと思えます。

朋遊館は、平成11年に福祉・観光目的で、約4億円弱の金額で建設をされました。その後、いろいろ利用されておりますけれども、なかなか、地域の中での有効利用というのが、ままならないような現状ではないかというふうに思います。

最初に、住民福祉課長にお伺いいたします。現在の利用状況、並びに収支損益等、わかりましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

3番議員さんの方からご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

朋遊館につきましては、今、お話がございましたように、平成10年から11年度にかけて、現在の国土交通省から約7,000万円の補助を受け、交流円滑化推進モデル事業として、都市との交流を目指す施設を目的に設置された施設でございます。

現在の利用状況というお尋ねでございますので、ご報告をさせていただきますと、朋遊館施設、要するに、交流室や会議室の使用数は、2,869名、これ、18年度の実績でございます。浴場利用者数が9,390名となっております。この利用状況の内容といたしましては、各種会議、住民健診、どぎゃん会、ゆうゆうクラブ、健康教室、味噌造りなどが行われ、延べ使用回数は102回を数えております。

また、朋遊館全体の損益についても、お尋ねでございますので、ご報告をさせていただきますと、平成18年度で、収入が157万1,000円でございます。それに比ばまして、支出は865万9,978円ということで、数字の上では700

万円ほどの赤字計上ということになっております。

内容といたしましては、収入の面で、入浴料が138万6,300円、施設使用料が18万4,700円、収入合計が157万1,000円でございます。

先ほど申し上げました支出の主なものは、人員を雇用いたしておりますので、賃金が175万2,725円、それから、重油代が167万1,245円、ガス代が40万2,348円、電気料が166万683円、水道料が59万9,140円、以上、支出合計で865万9,000円ということでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） ただいま、課長のお話によりますと、年間700万円程度の赤字というようなことでございます。私は、この施設、700万円、年間赤字を出しておりますけれども、この施設をもう少し、この700万円の赤字というのを有効なものにするために、私が考えておりますというよりも、町長さん、先般、町長、野尻地区に高齢化対策というようなことでおいでになられまして、いろいろお話をする機会がございまして、私もお話をしたところでございますけれども、山東地区には、現在、65歳以上の高齢者827名を数えます。野尻・草部地区で、高齢化率、大体約45%でございます。この中で、老健施設等に入所者を除く介護保険を利用したデイサービス、あるいは、通所リハビリなどを利用される住民の方々が46名を数えるところでございます。今、リハビリをはじめ、心身のケアをするために、老健施設等に40分から50分かかまして、介護タクシーで通って、心身のケアをなされているわけでございますけれども、考えてみますと、70歳、80歳のご高齢の皆さんが、40分、50分、車に揺られて、その施設まで行って、心身のケアが本当にできるのだろうか、ご高齢の皆さんの体力を考えますと、とても心身のケアどころではなく、逆に負担に感じられるようなところではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、朋遊館等を利用できますと、大体、その半分以下で移動でき、身体への負担も軽いものとなります。朋遊館は、福祉目的もかねてありましたので、バリアフリーであり、お風呂等も設置され、それに厨房をはじめ、畳敷きのフロアなど、いろいろなものが設備をされております。少し手を加えれば、大いにそういうような部分で活用できるのではないかというふうに思っております。町長は、6月の議会で、山東地区の高齢化対策を1つの重点に掲げているというようなお話をなされましたので、町長のその点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、お話いたしましたように、高齢者対策につきましては、よそのまねではなく、地域にマッチしたということでございます。やはり、私の町もご存じのように、山東部、今、高森町には、町全体で174.9平方キロメートル、かなりの面積を有しておるところでございます、その中に、土地の約3割近くは、この高森町と色見・上色見地域でございます。その中に、約、人口が、約、町の7,600人余りの人口の約7割が、この町にあります。また、逆に、土地が、山東部、峠を上りまして、草部・野尻につきましては、約7割が面積を有しております。その中に、逆に、今度は、人口の方が3割を有しているというところでございます。

先ほど、3番議員さんおっしゃりましたように、確かに高齢者率は、本当にめざましいといえますか、本当に心の痛むところでございますが、これも同じ町民といたしまして、お互いに、町の中で、ハード面にしても、ソフト面につきましても、そういう格差ができてはならない、そのように思っております。

全く、高森町に住んでいる以上は、どこの地域におろうが、どこの場所におろうが、全く同じ町民としてのサービス、また、町民としての生活をしていただくのが、私の役目でございますから、そういう環境のもとで、やはり、今度の高齢者対策につきましても、野尻には野尻に合った高齢者対策をとということで、当初から、2期目当選いたしました時から、お約束したとおりでございます、早急に、当選いたしました、即、6月議会前には、厚生労働省の方に出向いたところでございます。その中に、いろんな陳情しながら、最終的に厚生労働省の方に出向きまして、その中に、すばらしいお話を聞いたところは、今、福祉空間推進交付金というのがあるそうでございます。この交付金というのは、払う、交付金の、私どもに全額していただくということで、建物については3,000万円まで、中の内容、中の充実した炊事場とか、そういうものについては300万円までということで、お聞きして、お話をしながら、お話を聞いて帰ってきて、もちろん、それで進めますからということを厚生省の課長さんにもお話したところ、是非、そういう地域のために、そういう福祉空間推進交付金とありますから、是非、利用していただきたいと、許可を得まして、早急にお話を申し上げたのが、この前の朋遊館での7月の朋遊館のお話だったのかなと、今思っております。

その中に1つ、つまずきがございましたのが、今、おっしゃいましたように、平成11年に朋遊館ができてございます。その朋遊館の家を建てるのに利用したお金

が、まだ、今少し、目的外に使うということになれば、なかなか許可をいただかないことには、やっぱり交付金に沿った利用をなささいということが、県も国も法律でございますから、それ以外に使うということになれば、当然、許可を得て、進めるべきであらうということで、今、許可をお願いをし、また、県の方もその分につきましては、前向きでございまして、ちゃんと、今、田上議員さんがおっしゃいましたようなことを、今進めております。早ければ、この議会が終わりましたら、再度、県の用途外利用ということになりますから、用途外で少しだけ、それも一部分ですから、全体的なものは変えませんが、一部分だけテラスのところだけを利用させてほしいということで、今、お願いをいたしておりますから、その許可を得次第、早急に進めてまいろうと、来年度には、必ず、そういう老人に合った無医療地区とか、いろんなお医者さんおられませんものですから、そういうのにつきましても、十分進めてまいろうと、内容につきましては、今進めておりますので、課長の方から内容につきましては、答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 概略につきましては、ただいま、町長の方から答弁されたとおりでございますけれども、問題は、今、町長がおっしゃったように、朋遊館、元々国土交通省の補助事業を受けておりますので、この補助の、当初の目的に沿ってやらなければいけないということが、第1点ございます。

それと、冒頭、ご質問がございましたように、確かに、山東部の方から1時間近くかけて、この平坦地の施設をご利用なさっている方については、その動く間の時間が非常に苦痛に感じられているという部分もございます。しかし、これは、福祉事業につきましては、施設事業につきましては、民間の方が経営をなさっておりますので、すでに、その方々の対象として、介護保険はご利用なさっておりますものですから、これは、当然、そこに職員さんの雇用等もあっておりますし、これを私どもの方で直営とするなり、社会福祉協議会の方でやるということになると、いかがなものかと思いますが、せつかくある施設でございますので、民間の方々をしながら、できたら、その民間の方々に、朋遊館の方に出かけていただいて、そちらの方でデイサービス等のサービスができないかということを含めて、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 早速、町長におかれましては、対策を講じられているようでご

ざいますが、また、私、介護事業だけでなく、地域の高齢者の健康維持、あるいはまた、認知症を含めますところの病気の予防等に活用できるように、施設等の運用というものをもう少し、ご検討いただきたいなというふうに思うわけでございます。

また、今、課長が申しましたように、町がすべて直接やるというようなことで進めますと、民間事業所との軋轢等を生むこととなり兼ねませんので、民間に委託できるところは委託なり、あるいは、町でできるところは町でやるというような方法も十分考えられるのではないかというふうに思われますが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 申し訳ございません。町長の方にご指名いただきましたので、私の方から若干、ただいまの件について、お話をさせていただきます。

ただいまの事業でございますけれども、朋遊館を利用いたしまして、今、お話のように、直接の介護保険事業は行っておりませんが、先ほど、利用状況の内容で申し上げましたとおり、現在、行っておりますどぎゃん会、それから、ゆうゆうクラブ・健康教室・住民健診などの実施によりまして、住民の健康維持、病気の予防、すぐには目に見えるものではございませんけれども、先ほど、700万円という赤字のお話を申し上げましたが、こういう効果は、そういうことを含めて、効果は相当上がっているのではなかろうかというふうに思っております。

ちなみに、現在、朋遊館を使用しております主な事業の内容をご説明申し上げますと、どぎゃん会につきましては、地域の中で交流の機会が少ない高齢者を対象といたしまして、閉じこもることなく、認知症予防や寝たきり予防のため、楽しく集える場として、ボランティア・行政と社会福祉協議会で協力して、月1回程度行っております。

なお、ゆうゆうクラブにつきましては、高齢化の進行に伴い、認知症者の増加が予想され、重症化することで、介護保険給付の増加や保険料の増加が考えられるため、軽度の認知症者を対象として、脳のリハビリによる脳機能の上昇を図り、家庭や地域で自分らしく楽しく生活できることを目的として開催をいたしております。結果といたしまして、参加者の85%ぐらいの方が、改善の傾向が見られております。

主なものは、以上のようなことでございますけれども、今後ともこういう事業につきましては、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 先ほど来、申し上げておりますような高齢化対策というのは、町民の皆さんが、本当に安心して暮らしていく上で、大きな糧となると思いますので、一日も早い実現に向けて、ご努力方、お願いを申し上げますところでございます。

次に、当野尻地区におきましては、総合センター、旧林業センターがございますが、大変老朽化もいたしております。雨漏り等もあるというふうにお伺いをいたしておりますが、今後、どのように、この施設の運用なりを考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 林業センターの今後の利用ということかと思えます。大変、林業センターにつきましては、今まで幾度となく、議員の先生方とも議論をしてきたところでございます。どのような維持、どのようなことが一番よかろうかと、地域性、いろいろ考えながら思っておるところでございますが、やはり、今、言いましたように、朋遊館を1つの核とすれば、今、今回、1つの高齢者対策の一環として、テラス等を利用できれば、それ以上の林業センターについてすべきことがあるかどうかを、今後、地域の方々ともよくご相談を申し上げながら、進めてまいろうと思っております。

大変、もう年数も過ぎておりますし、周りも大変傷んでおります。いろんな土地の問題とか、いろんな諸問題をいっぱい抱えておりますので、十分、地域の方々の意見を聞きながら、林業センターにつきましては、進めてまいろうと、今後の大きな地域の大きな検討課題であろうかと、そのように思っております。今のところ、結論は出しておりませんので、今後、皆さんとお話をしながら進めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 町長に申し上げます。野尻総合センターに改名されておりますので、その点、よろしくお伺いいたします。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今、本町にはほとんど利用されていない施設等がたくさんあるというふうに思います。このような取り扱いについても、早く対応していくというようにすることも必要ではないかというふうに思います。

また、本町には、旧学校跡地をはじめ、生涯学習施設をはじめ、総合センター、コミュニティーセンターなど、多くの町の施設がありますが、地域地域に合った活

用方法があると私は思います。このような町の施設を地域の皆さんが利用しやすいように、利用規程などの緩和、これは、利用する者が責任を持って管理をしていかなければなりませんけれども、地域に根付いた施設として活用されることを希望いたします。私の質問を終わります。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。11時から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） おはようございます。4月の改選後、初めての一般質問をさせていただきます。

本日は、2点ほど、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、町道の整備についてでございます。非常に財政厳しい折りではございますが、危険箇所、カーブカット等の遅れが大変見られるわけでございますが、今後の方針といたしまして、町長は、どのように考えておられますか、よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員の後藤副議長のご質問にお答えを申し上げます。

道路につきましては、皆様方の産業振興、または、生活基盤の安定のために必要不可欠なものであろうと、そのように思っております。認識をいたしておるところでございます。

町道整備につきましては、町の総合計画等に基づきまして、予算の範囲内において、順次、進めているのが現状でございます。まだまだ地域の要望に応じ切れていないのが実情でございます。加えて、三位一体改革は、地方財政を悪化させ、議員の皆様方もご承知のとおり、本町におきましても、年々厳しい財政運営を余儀なく



しているところが現状でございます。

数年前、2年前で進行いたしましたものが、2年間で進行できるものが、今は、3年、4年とかかりまして、また、3年ぐらいで進行できるものが、5年、6年とかかっているのが、現状でございます。本当に長期間にわたりまして、地域の住民の方々に申し訳ないと、そのように思っておるところでございます。

できる限り、財政の許す限り、新規路線につきましても、順次、着手してまいろうと、そのように思っております。何によりまして、先ほど申しましたように、大変広い地域でございまして、危機管理、また、高齢者対策、また、地域の利便性等も十分配慮しながら、今後、進めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 自席から失礼いたします。

1級町道でもございます色見環状線のことでございますが、昨年末以来、危険箇所がございました。単車で倒れた方もおられましたが、やっと、先日の14日の入札で西丁のところまでできるようになりましたが、その他に、戸狩地域においては、色見総合センター、生涯学習センターにおける流末排水の側溝が大きいために、電動車椅子等も不便を欠き、離合もできないような状況にございます。あの辺の改良をどのように考えておられますか、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、色見環状線の方は、副議長がおっしゃいましたとおりでございます。また、前色見地域の農協の伐採等につきましても、今年度に入りまして、終わったところでございます。大変、冬の凍結等については危険箇所だったかなと今、思っておるところでございます。

それと、今回、色見の総合センターの下の流末排水ということでございますが、確かに、地域の地主さん、畑をあらったり、野菜等に被害を受けたりと、十分陳情を受けております。形といたしましては、建設課の方に指示をいたしております。一遍にできないにいたしましても、一番、基幹産業でございます農業等に被害を与えるということがあってはならないことでございますから、家をつくって、平地にし、舗装したことによって、雨水も集まり、それが大きな波となって、下の排水路に流れ込んでいるのが、今、現状であろうかと思っておりますので、早急に、対応してまいりたいと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 色見環状線についての改良は、随時行うというようなことでご

ざいます。

次でございますが、私達の住んでいます町道天神～前原線、また、草川原～前原線においては、今なお、増水の際は川を渡れない、通行止めとなっているが、人口も200人余り住んでいますが、前原地域からの陳情、また、要望書等も何回も出されましたが、その点、今なお、何の回答もないままになっておりますが、どういう状況にあるかをよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、財政面が許す範囲内で順次進めているところがございます。2年かかりますのが4年かかり、3年かかるのが6年かかっているのが、現状を進めているのが、今の現状です。できる限り、地域の方々の要望に沿う、また、いろんな利便性、いろんなバイパス等、いろんなことを考えながら、順次、急いで、やっているところがございますが、副議長さんもお存じのように、内容に、財政につきましては、いつも自主財源を確保しなさいと、強いお言葉をいただいておりますから、十分、ご理解の上だと思いますので、もうしばらく、順次、緊急性、危機管理道路を含んでいながら、進めてまいろうと、そのように思っております。陳情したから明日する、この人は強いから明日してあげるということではなくて、本当の意味での地域の方々がいかに生活道路、いかに利便性を考えておられるのか、また、いかにお話がありましたように、高齢者対策の一環といたしましても、救急車が自宅のそばまで行かなくては困るわけですから、そういう意味も含めまして、全体的に含めまして、今後の道路情勢も考えてまいろうと、そのように思っております。

確かに、陳情はいただいておりますし、いろんな地域の方々が陳情をなされておりますので、順次、進めてまいると、また、そういう財政面につきましても、できる限り、いろんな交付金事業、いろんなものを利用しながら、今後、進めてまいろうと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 今年の7月に、課長と課長補佐、増水した川の状況を撮影されましたが、執行権者である町長の方に、要するに、進言をされたかどうか、課長、よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） ご質問の路線につきましては、ご指摘のとおり、前原谷の横切った町道である、日ごろはから川で水が流れておりませんが、梅雨時期とか

夕立時期になりますと、河川が増水して、通行ができなくなり、住民の方々には大変ご迷惑をかけております。町の対応といたしまして、河川が増水時の通行止めの看板を設置し、危険を知らせ、通行しないようお願いをしております。

その状況につきましては、写真を町長にもお見せいたしまして、何とぞ、先ほど、町長が申しましたように、危険は承知しておりますので、その後、対応しながら、予算の許す範囲内で、今後、検討する必要があるものと思います。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 草川原～前原線、川の幅も狭いわけでございます。課長として、昔の江戸時代の大井川とか、雨の時は、通られないような、そういう町道がどこかありますか。阿蘇郡内において。こういうやつは、早急に対応策を考えて、何とかせんにゃいかん。言葉で、ここで何とか考えます、財政厳しい、いろんな話はわかっておりますよ。しかしながら、危機管理の上からしなくてはならないことは、絶対やっていかなければならない。是非ともよろしく願いいたします。

続きまして、2番目の質問でございますが、介護保険についてでございます。

ご存じのとおり、コムスンをはじめ、いろんなところで、不正請求等がなされまして、年金問題と同等に大きく報道されているわけでございます。9月11日、熊日の紙上において、今、世間を騒がせている介護保険の最大の大手コムスンのことが取り上げてありました。

不正請求14億7,500万円というようなことで、これは、自治体に還元しなくちゃならないというようなことでございます。その中身を見ますと、介護保険・介護報酬や不適切な請求があり、自治体に返還として発表される。これは、日本全国至るところで、このようなことが起きていますが、この高森町においては、そのようなことはないと思いますが、事業所に対する事業主体としての役割はどのようになっているのか、先ほど、1番議員さん、それから、3番議員さんが、少しは触れられましたが、介護タクシー等においても、本当に業者さんが取り合いのようにして、1日に5台も6台も野尻地域に同じ日に上るといったようなことがなされているのかどうか、そういうことを踏まえて、お答えを詳しく説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 事業所につきましては、居宅支援事業所というのが、私どもの方にも3事業所ございます。当然のことながら、県の方で適時、集団指導

なり、個別指導という形で入っておられます。

それから、支払いの件について適正になされておるかというようなご質問でございますけれども、これにつきましては、請求につきましては、国民健康保険団体連合会で、審査をいただいて、適正であるということで、審査をいただいて、私どもの方にご請求をいただいている、それに基づいて、私どもの方から連合会を通じて、各事業所にお支払いをするというシステムになっています。したがって、不正に請求されているということでは、私どもは思っておりませんし、当然、審査されて、それが適正であろうということで、お支払いをさせていただいておりますが、実態でございます。

ただし、一般論といたしまして、お話をさせていただきますと、これは、民間に開放されて、介護保険事業というものが、民間に開放された時点で、これはもう当然、収益を伴う事業であるということで、民間の方から参入されておりますので、中には、不適正な、ただいまお話がありましたように、個別の会社名をお話になりましたけれども、私どもの方では、幸い、その大手は入っておりませんが、従前、入っておりまして、これについても、非常に問題がございましたので、私どもの方から厳しく指導をいたしましたところ、撤退をいたしております。ただいま、したがって、その会社は入っておりません。

今申し上げましたように、民間が入りました時点で、このようなことがあるだろうということで、連合会の方には、県のその例えば、要介護1であれば、1の方がどういうされて、平均的なものはどうなのかというデータがございます。これに打ち込みますと、不正請求されたところについては、突出した金額が出てまいりますので、この中でチェックをするというようなことになっております。万が一、不正なものがあるということがあって、県の方に、私どもの方からそういう場合は連絡をいたしますが、県の方から監査に入っていただきまして、それに基づいて、それが不正なものであると、過誤であるということになりますと、当然ながら、過誤請求をして、還付をしていただくという手続きに入っていくということでございます。

それから、介護タクシーについてもお話がございましたが、介護タクシーは、これはあくまでもタクシーでございます。タクシー料金を請求すると、ですから、ご利用になった方がタクシー料金をお支払いになって、利用するという制度でございます。これは、介護の方からはタクシー料金というものは、介護保険事業の中では支出をいたしておりません。そういうシステムでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 議会開会初日の18日の決算審査意見書の中で、代表監査委員による指摘で、今後も介護保険に関わる施設事業所への指導等を含め、介護給付費の適正化を推進されることを望むとありますが、これは、何を指しておるのかと、適正であるなら、こういうことを書かんでもいいと思いますけれども、今、課長の答弁を聞きますと、適正というようなことでございます。私達もそれをどうとかこうとか、深く追求できないところもありますが、今後は、指導体制の強化、事業所6もあるですね。いろんなあれが、3、9つもあるところに、先ほど、3番議員さんの言われたように、野尻地域においては、あそこまで3台も5台も行くと、人件費からしてもばからならんとですよ。ああいうやつを1カ月置きにでも、業者さんを1業者に指定できるような指導はできんかどうか、その辺の答弁は、どがんですか。やっぱり3人、5人を全部で迎えに行くような状態があるですよ。毎日見ると。ああいう状況が、結局は、保険料を納める人達に負担がかかってきはせんかどうか、それは何もゼロで行くわけなかけんですね。3人、5人集めるために、全部もう南阿蘇全部行きよりもですが、ああいうやつを含めると、それは、1時間どしこも、ああいうやつを先ほど、言われた町長の方にも3番議員さんが言われましたが、朋遊館の中に何して、逆に、こっちから1業者行ってからやると、経費が安く上がるとじゃなかですか。そういう体制が今後できるかどうか、答弁よろしくお願いします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 今のお話の件は、デイサービスの送迎だろうと思います。介護タクシーにつきましては、先ほど、私が申し上げたようなシステムになっておりますので、デイサービスにつきましては、ご利用される方がどこの事業所を選択されるかというのを、利用される方の選択権でございます。私どもの方からどこをご利用くださいということは、申し上げられませんので、ケアプランをつくるところに、どこの事業所で、どういうサービスを受けたいのかということをやマネージャーと、それから利用される方と一緒に、ご相談をさせていただいております。一番いいのは、今、6番議員さんおっしゃった、3番議員さんも当然、そのようなことを関連してご質問いただいたわけですが、そういう形で、朋遊館を民間の方に来ていただいて、そこでデイサービスができるようなシステムがとれば、それがいいだろうと思います。これは、もう当初、私が申し上げたよう

に、民間の方が当然、ボランティア活動をされているわけじゃなくて、当然、人員を雇用されて、経費を払って、なおかつある程度収益ができるようなシステムで運営をされておりますので、民間の方がすでにされている事業の中で、私どもの方がどこまで民間事業に参入できるか、参入できるかというか、そういう委託等ができるかということを含めて、今後の課題であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 今一度、確認をとっておきます。町においては、適正に行われていると感じておられるわけですね。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 現状では、適正に請求されたものとして処理をいたしております。当然、一般論として、先ほど申し上げましたように、その中で、私どもの方がこれはおかしいというようなことが発見されれば、県と一緒にあって、指導なり、あるいは、監査なり入りまして、その中で、おかしいものが出てきた場合には、当然のことながら、皆さんからお預かりしている介護保険料で介護保険事業は運営されております。国の、町の一般経費も入っております。当然のことながら、国・県、そういう補助金も入っておりますので、これは厳正に対処していくというのが、当然であろうというふうに考えております。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） これで、私の一般質問は終わるわけでございますが、介護問題、全国的にいろいろあるわけでございます。なお、慎重かつに、いろんなことが起きないように、是非ともがんばっていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） おはようございます。10番 後藤英範でございます。

私は、新しい議会体制になりまして、初めての一般質問となりますが、このような機会をいただき、ありがとうございました。

さて、今回の一般質問につきましては、日の尾峠線の取り組みについて、2番目に、町おこしについて、3番に、高森町の財政確保について、この3項目について質問をいたします。

まず、最初に、日の尾峠線の取り組みについて、町長に質問をいたします。阿蘇五岳を南北に縦断する日の尾峠線の構造につきましては、確か、平成14年に高森町と一の宮が合同で、残りの阿蘇管内10カ町村に整備促進の協力を要請を行いました。阿蘇郡町村議会議長、また、議長会の協力を取り付け、阿蘇郡全体の懸案事項として、陳情することに決定したのが、始まりと記憶をしております。

その後、各方面に陳情なり相談がなされましたが、これといった進展が見られない中で、地元選出の松岡代議士が農林水産大臣に就任された平成18年に、陳情がなされて、最高の環境が整った絶好のチャンスの到来と私達も期待を膨らませていたところでもあります。

ところが、皆さん、ご承知のとおり、あのような残念なことになってしまって、その後、今年、7月に熊本3区の補欠選挙で新しく坂本代議士が誕生いたしましたわけでございます。日の尾峠線は、高森町と阿蘇市だけが得するという問題ではなく、最近の阿蘇郡市全体の活性化が期待できる重要な路線でもあることは間違いありません。

亡き松岡大臣の後の坂本代議士にも、地元3区選出として、当然、新しい陳情をされるかと思われそうですが、町として、今後、どのように取り組みをされるのか、また、その見通しについて、町長にお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、10番議員さんのお尋ねについて、ご回答申し上げます。長い議員生活の中で、当初から根子岳観光線にリンクして日の尾峠線の要望であったかと思えます。思い出深い道路であろうかと思えますし、また、10番議員さんの気持ちもわかるところでございます。

この路線につきましては、前今村町長時代に、平成14年に、阿蘇郡町村会、また議長会、いろんな協力を取り付けまして、阿蘇地域振興局、並びに県知事さんへの陳情を皮切りに、15年には、松岡代議士さんがお出でになりまして、日の尾峠線の国有林内の道路整備につきましては、陳情を行いました。また、平成16年度即刻、その松岡先生におかれまして、国有林の整備がなされ、今、順調よく、旧一の宮町に出るようになっております。

いろんな回数を、陳情を重ねながら、前回も議員の皆さんと一緒に松岡先生のもとに訪れ、何とか、道路の整備、また、町の負担もなく済む方法はないかということで、度々、陳情をいたしておりますが、今、10番議員さんがおっしゃいましたように、大変、残念な結果になったところでございます。

その後も決して、その代議士さんが、残念な結果だけでは済む話ではございませんで、できる限り、いろんなチャンスといいますか、いろんな機会を求めながら、今、陳情を行っております。

先日も、3区の補欠選挙で当選なされました坂本先生にも地域においでいただきまして、一の宮まで一緒に車で行っていただきました。いかに、この道路ができれば、国道265号線のバイパス的な道路になるなど、そしてまた、これは、何と云っても、高森だけの問題じゃなく、阿蘇市にとりましても、内牧を眺める阿蘇の平野、大観峰一帯でございますが、何てすばらしい景観だろうかと、感銘を受けてお帰りになりました。そのことにつきまして、順次、うちも建設課長等を配備しながら、国土省の方にも1回、2回ほど、打ち合わせにやっております。なかなか、この財政厳しい折りで、問題は、誰が一番大きく負担するかということでございます。

ただ、いつも陳情の時に申しますが、今、最近のお話をして申し訳ございませんが、お盆前に265号線が通行止めになりました。箱石ですが、約7合目付近の大きな崩壊でございました。それでもって、約2カ月ほどの通行止めということで、今、仮道路で大きくくえたところよりも、ちょっと上流側を迂回して、今回っております。議長ともご相談しながら、議長も自ら、崩壊した現場に行き、また、こういうことで、今、この時期に、雨が500ミリ降ったから、国道が通行止めをせにゃいかん、その方がおかしいんじゃないかということで、強く今要望いたしております。

ただ、財政面、もちろん、町の負担もございましょうし、県の負担、いかに、どのような優遇、どのような措置を受けて、私どもの経費負担軽減ができるかを一番心配いたしております。時期が時期で、本当に苦慮いたしておりますが、これは、皆さんとお約束したとおり、総力を挙げて、この日の尾峠線には、進めてまいろうと思っております。

議員さんの方々にもお話ししますように、この日の尾峠線をこそっとじゃなく、大きな声で、チャンスあるごとく、どなたにお会いになっても、どうでんこうでん、日の尾峠線はつくってくださいと、そのような言葉を掛けていただければ、まだ現実味が帯びるんじゃないかなと、そのように思っております。

今のところは、10番議員さんがおっしゃいましたように、何かよう聞いておくと、高森町ばかりが儲かるごつ見えるもんなどというようなお話でございました。決して、そうではございませんと、目の前に、九州横断、高速横断が、今、旧蘇陽町



ですが、山口病院のところを通ります。もう矢部の方は着工なさって、御船から着工なされております。高森町から高速道路に乗るとに、15分、あるいは20分ぐらいで、山口病院に行きますので、この高速道路を、この1つのネットということをお話を、今、お願いをいたしております。

まだまだ、観光面、人的なもの、財政的な面、いろんなものを考慮すれば、それ以上のこの日の尾峠線ができることにおいて、それ以上の町に大きな楽しみといえますか、高森町もやっていけるぞという、もっとすばらしい自信ができるんじゃないかなと、そのように思って、一生懸命進めているところでございます。また、内容につきましては、いろんなチャンスがあるごとく、近いうちに、皆さんと一緒に是非、陳情に、国土省の方にも一緒に陳情にまいりたいと、そのように計画をいたしております。計画じゃなくて、実行に移さなければいかん時期に来ておりますが、いろんな予算配分、いろんなものがございますものですから、十分、検討して、皆さんと一緒にスクラム組んで、がんばっていこうと、そのように思っておりますので、ご理解いただきますように、よろしくをお願いいたします。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） ただいま、町長が厳しい中にも何とか方策を考え、取り組みたいとの答弁であります。久木野の俵山バイパスにしましても、相当な年数をかけて完成しております。立派な道路ができあがりますと、並み大抵では無いご苦労があるわけでありまして、その丁度礎のスタート部分に町長が立っておられます。藤本町長におかれましては、2期目の当選を迎えられまして、政治生命を賭ける意気込みで、がんばっていくことを強くお願いいたします。

次に、町おこしについて、町長にお尋ねいたします。

現在、高森町では、厳しい財政状況の中で、福祉政策・産業政策等、執行部におかれましては、日々、ご苦労があるものと推察いたします。その中で、地域の活性化として、市街地の活性化につきましては、平成17年度からまちづくり交付金事業により、観光交流センター建設、また、年度計画による道路網整備が進んでおりますが、一方、色見・上色見につきましては、昨年、コミュニティーセンター建設が終わり、今後のセンターの役割について、地元において、今一度、検討を深めていかなければならないと思っております。

草部につきましても、同じような計画がありますが、学校統合に伴う旧草部中学校・旧草部小学校・旧河原小学校など、残っている施設の活用法について、苦慮されておられますと思います。

先日、熊日新聞紙上に帝京大学荒井教授のゼミナールが行われ、町長や町幹部、町議宅にホームステイを行い、町財政、産業観光施設、文化財などの講義を受け、町おこしのアイデアをレポートにまとめるとの記載がありましたが、先に述べられました各地域の町おこし、ひいては、地域の活性化について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、お尋ねの地域の活性化策でございますが、確かに、後藤議員のおっしゃいましたとおり、大変、現状下財政の厳しい時でございます。なかなか、住民の方々のすべての要望を満たすというのは、大変でございます。

しかしながら、今、私どもは、観光交流センター、また色見・上色見の総合センター、または、来年、計画をいたしております草部のコミュニティーセンター、それに、朋遊館、いずれも福祉を重視したものとし、それを地域興しの核として、今後、進めてまいろうと、そのように思っておるところでございます。

また、学校統合下におきまして、大変、地域の方々に痛み、本当に申し訳ないことだったと、そのように思いますが、その後の遊休施設につきましては、例えば、大学の付属施設の高森キャンパスとか、そのような学生の学習の場とか、また、スポーツの場とはならないかということで、お話をいたしているところでございます。

また、おかげさまでいいですか、私の知り合いで、荒井教授さんが今、帝京大学の経済観光学部の主任教授をなされております関係上、今回、私どもの町もこのような施設、このような遊休施設がございますということをお話をし、昨年からおいになっております。本年は、生徒が22名、先生入れて23名のセミナーということで、荒井セミナーということでおいでなされました。その間、3泊4日でしたが、議員さんをはじめ、職員の皆さん方をお願いをし、ホームステイということでしていただきました。最後には、朝8時40分ぐらいのトロッコ列車かと思いますが、皆で送りました。たった3泊4日の学生の方々とお互いのお知り合いになったわけでございますが、一抹の寂しい思いをしてお別れをいたしたところでございます。もちろん、3年生の最後の4年生大学ですから、最後のセミナーであったのではなかろうかなと、卒業論文の一環だということにお聞きいたしております。まだ、その結果を大学の方から学生さん方のレポートとしての報告があつてございませんが、先生の方がいろんな世話になった方々には、1軒1軒、また、いろんな食べ物等も、農家の方々に無農薬ということだったりとか、いろんな方で提

供を受けておりましたものですから、それにつきましては、お礼のお手紙が来たということをお聞きをいたしておるところでございます。

大いに、この施設を学校関係、また、1つのキャンパスとして打って出れば、また、これ以上の町の活性化になるんじゃないかなろうかなと、そのように、今、進めておるところでございます。

まだまだ、計画どおりに、1年、2年来たからということで明日できるという話ではございませんけども、これもやはり、人は心でございますから、やはり、自分の心、私達の高森町がどのようなものを期待しているかということは、自然と、3泊4日おれば、わかっただけだと、まして、最高の勉強する学部でございますから、大学の上は日本にはございませんから、大学の最高の勉強なされる方々ばかりがおいでになっているわけでございますから、十分、この高森町の気持ち、皆さんのお気持ちをご理解していただいて、帰っていただいたものと、そのように思っております。

期待をいたしております。期待をしすぎて、あとから寂しい思いをするのはいやでございますから、期待ではなく、お世話したからしてくれじゃなく、向こうの方が、相手の方が、逆に気持ち的に思っただけならば、なお一層ありがたいと、そのような気持ちでございます。決して、人に恩を売るとか、そういうことじゃなく、相手の人が高森町の議員さん、そして、職員の気持ちをわかっただけだと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） どうもありがとうございました。

確かに、町長さんのお答えのような結果が出れば、素晴らしいことであることは間違いありませんが、聞くところによりますと、帝京大学との関わりにつきましては、今回のホームステイなど、その他の経費についても、町費からの支出はほとんどなく行われたとお聞きしております。町長さんのお気持ちは、経費を使わず、今、あるものでできないかということでありましようが、実現するためには、ある程度の町の負担は住民の方々からも理解を得られるものと思います。どうか、そのことも踏まえて、後一步、前進していただきたいと思っております。より一層のご努力をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） もちろん、今回も議員さんをはじめ、職員の方々もボランティアでございまして、そしてまた、無農薬を提供していただいた各草部の方、野尻の

方、いろいろなところから町の物産と申しますか、すばらしいものをいただいて、ほとんど無料でございましたものですから、今回はそういうことでもいただいておりますが、本当に今後、進めていく上で、1つの町の今の既存の施設等を使って利用ができていけるものなら、十分考えながら、ある程度の準備、ある程度の設備等もやはり提供する時期が来るだろうと、また、提供する時期が来れば、大変ありがたいがごと、そのように思っておりますので、今後とも十分コミュニケーションをとりながら、阿蘇高森にふさわしい企業と申しますか、誘致をしていこうと、そのように思っております。

そうやって、また、負担面につきまして、必要なことが起きれば、また、議員の方々によくご相談申し上げて、予算等も進めてまいろうと、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） 最後に、高森町の財源確保について、町長・税務課長にお尋ねいたします。

まず、税務課長にお尋ねいたします。バブル経済のころから、色見地区広域農道の沿線に、県内外より自然と景観を求め、また俵山トンネルなどの道路の整備により、別荘として、年々、建設されておりますが、現在、色見地区一帯に何戸の家が建ち、どのくらいの税収入があるか、お尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 税務課長 桐原一紀君。答弁席をお願いします。

○税務課長（桐原一紀君） こんにちは。

ただいま、10番 後藤議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、税務課の電算システムでは、別荘も住宅と見なして、区別はいたしておりません。別荘だけの台帳は、今現在、整備しておりませんので、したがって、町外の方が家屋を建築された場合は、現在、家屋敷税を納付していただいている戸数でお答えいたします。

現在、約350戸の方がいらっしゃいます。その固定資産税につきましては、約1,230万円ほどとなっております。ご承知のように、早くから永住されている方を含めると、約400戸程度になると思われれます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） 次に、町長にお尋ねします。ただいま、課長より説明がありましたように、町の財源に相当なっておりますが、町に対する国からの交付税が減

っている中、長期的財源確保を図る上から、広域農道に簡易水道管を埋設し、現在の固定資産の付加価値を上げ、団塊の退職者が多く出る中、大都市周辺のように、都会のベッドタウン、もしくは、別荘地として、整備すれば、将来的に相当の税源確保が見込まれるとともに、国のおかれましては、ふるさと納税も検討されており、野の花薫る里の町として、全国に十分PRでき、町活性化にもつながると思いますが、この別荘等に今後の町の考えについて、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。答弁席からお願いいたします。

○町長（藤本正一君） 今、10番議員さんのお話で、内容につきましては、詳細につきましては、今、税務課長の方がご説明を申し上げましたから省きますけども、私どもの方も、大きな別荘地につきましては、今後の検討課題であろうかなど、そのように思っております。別荘にお出でになって、住所等を高森町に住んでいただくということが条件であれば、浄化槽設備等につきましても、ほとんど許可をいたしておるところでございまして、やはり、人口が減らないように、少しでも多くの方々が高森町においでになるということは、喜んで迎えるべきであろうかと、そのように思っておるところでございまして。

また、いろんな税収等につきましても、5年に1回の国勢調査の時に、交付税等につきましても、査定があつてございます。その間、100軒あつて80軒の方々が住所変更ということになれば、大変うれしいわけですが、まだまだ、別荘と名が付けば、意味合的に高級的に見えまして、なかなか住所変更がなされていない方がまだ多くおられるのが、今の現状でございます。

そしてまた、現状の中でも給水施設ということでございますが、町の方も給水施設の方は、いろんな水の質にもよりますが、色見地域の方は、どっちかと言えば、水の質の方があまりよろしくないようなお話を聞いてございます。もちろん、そのためには、いろんな水源をボーリング等におきまして、深くしたり、いろんな方策をとりながら、今やっております。今のところは、町の給水施設を利用するのは、別荘の方には、許可をいたしていないのが現状でございます。また、今後、今の現状から申しますと、まだ、かなり開発が進むんじゃないかなと、そのように思っております。今、色見地域の給水につきましては、精一杯の給水量でございまして、今のところは、その給水人口の中には別荘にお住まいの方々には入れておりません。今後も、私どもも、今まで住んでおられます一般の町民の方々をそういう面で保護していくためには、今すぐ別荘の方々に給水設備をして、給水するというのは、今の現状では不可能でございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、人口減を食い止めると、また、財源確保のため、また、地域を興すために、いろんな方々がおいでになるということは、私どもの大きな町の発展につながるものと期待をいたしているところでございますから、今後の大きな検討課題であろうかなと、そのように思っております。

近い将来といいますか、できる範囲内を高森町に来て、素晴らしい環境のもとで、素晴らしい安心・安全の水が飲めるということも、高森町の水の源ということで、湧水館も名を売っておるわけでございますから、その分につきましても、今後、大きな検討課題とさせていただきたいと思ひますし、できる限り、そのようなお手伝いもするべき時期が来たと、そのように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） ただいま、町長の答弁でございますが、今から先、この高森町が人口がいみる、町が広がることは、やっぱり別荘しかないような感じがいたしますので、どうか、町を挙げて、やる計画をしていただきたいと思ひます。

今回は、3項目について、質問いたしました。各項目ごとに明快な答弁をいただき、誠にありがとうございました。町当局としましても、大変、財政的に厳しい状況下にあります。住民の生活と福祉の増進に全力を尽くされますよう、お願い申し上げますとともに、町長をはじめ、議会執行部一丸となって、町おこしに全力を尽くすことをお誓い申し上げます。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会をします。傍聴者の皆様方におかれましては、残暑厳しい折り、また、農繁期の大変忙しい最中に、傍聴いただきありがとうございました。これからも町政に対しますところのご指導、ご協力を賜りますよう、心から念じ、ごあいさつにかえたいと思ひます。本日は、誠にありがとうございました。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後0時00分

9 月 2 7 日 (木)

(第 3 日)

## 平成19年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成19年9月27日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開議宣告

日程第1 議案第50号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第2 意見案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

日程第5 特別委員長報告について

日程第6 議員派遣の件について

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	藤本正一君	教 育 長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	桐原一紀君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君



住民福祉課長補佐 長尾和博君 税務課長補佐 後藤秀希君  
産業観光課長補佐 甲斐敏文君 建設課長補佐 後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤建生君 議会事務局係長 古庄良一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案第50号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 日程第1 議案第50号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第50号で提案を申し上げました辺地に係る公共的施設の整備計画について、ご説明をいたします。

今回の整備計画は、草部コミュニティーセンター建設に係ります計画でありまして、この整備計画は、事業実施に伴い、必要となります財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づき、ご提案を申し上げるものでございます。

この法律に基づきます事業につきましては、辺地債の借入が可能になりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることになり、町財政にとりましても有利なものとなります。

なお、今回の提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、平成19年9月19日付けで同意を得たところでございます。

以上のようなことから、本日の追加提案となりました。

最終日ということで、大変申し訳ありませんが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号について採決します。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 意見案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

○議長（三森義高君） 日程第2 意見案第3号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

提出者を代表いたしまして、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について、趣旨説明を行います。

道路は、国民生活や経済社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は、全国民が長年にわたり、熱望してきているところであります。揮発油税等の道路特定財源は、その全額を道路整備に充当されており、税率についても、平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が5年間延長されるなど、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっています。

しかしながら、平成20年度予算においても、引き続き、公共事業費の削減がなされる見通しであり、道路整備においても、必要な事業が確実に施行できない状況となっています。

本町では、高森町総合計画に基づき、町民の生活基盤の安定と産業振興に寄与するために、道路網の整備を最重点施策と位置づけし、改良整備が進められるところ

であります。道路の整備水準向上は喫緊の課題であり、町民の切なる願いでもあります。

特に、道路網の骨格をなす国道325号線、265号線、主要地方道の竹田～五ヶ瀬線、熊本～高森線をはじめ、一般県道の津留～柳線などの着実な整備促進が必要です。

このような実情に鑑み、道路整備の促進及び道路特定財源の確保について、強く要望し、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、意見案第3号、道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

#### 認定第1号 平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三森義高君） 認定第1号、平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐でございます。おはようございます。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月19日午前10時から、第3・4委員会室におい

て、会計課より佐伯課長、及び橋本係長、議会事務局から古澤局長、及び古庄係長、税務課より桐原課長、後藤課長補佐、それから、色見税務課係長、岩下固定資産係長、甲斐地籍調査係長の出席を求めまして、また、同じく、午前11時30分から、総務課より岩下課長、村上課長補佐、それから、沼田総務係長、岩下財政係長、甲斐財産管理係長、広木企画係長、出席を求めまして、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月20日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、他各係長に出席を求め、また、同じく午後1時30分から、教育委員会より渡邊教育長、色見教育委員会事務局及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月21日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐、及び各係長に出席を求め、また、同じく午後1時から、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成18年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第41号 高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定について

- 議長（三森義高君） 議案第41号、高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第41号、高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定については、9月19日午前11時30分から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、及び各係長に出席を求めまして、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号、高森町公共施設の暴力団排除に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されまし

た。

-----○-----

**議案第42号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部改正について**

○議長（三森義高君） 議案第42号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、9月19日午前11時30分から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第43号 平成19年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第43号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第43号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、9月19日午前11時30分から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、9月20日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐、他各係長長に出席を求め、また、同じく午後1時30分から、教育委員会より渡邊教育長、色見教育委員会事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第43号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、9月21日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、また、同じく、午後1時から、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議



ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第44号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第44号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第44号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、9月20日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第45号 平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第45号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第45号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、9月20日午前10時から、第3・4委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第46号 平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第46号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第46号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、9月20日午前10時から、第3・4委員会室に

において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第47号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第47号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第47号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、9月21日午後1時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第48号 平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第48号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第48号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、9月21日午後1時から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号、平成19年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第49号 平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第49号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第49号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、9月19日午前11時30分から、第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号、平成19年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（三森義高君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。申し出があつている常任委員会から報告をしていただきます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

これから、建設経済常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

今回、所管事務調査は、高森工業団地内の誘致企業であります青山製作所熊本工場の増設計画に伴い、新たに導入が予定されています表面処理及び熱処理工程につきまして、調査研修するため、平成19年7月5日から6日まで、青山製作所本社及び岐阜県中津川工場を視察訪問いたしました。

まず、本社工場における表面処理の状況と新しいシステムについて説明を受けましたが、同社では、最大のネックでありました熊本工場での表面処理、いわゆるメッキ処理をシステム化するため、1992年から15年をかけて研究を重ねられ、このほど、世界でも初めての無排水処理設備という新しいシステムが開発されました。

この開発によりまして、現在、1時間に8トンの処理水を河川に排出されていますが、今後は、熱処理することにより、蒸発させるとともに、処理水は循環式となり、一切、排出されないという説明を受けました。処理工程では、発生する有害物質についても、工場内で処理され、産業廃棄物として、専門事業者に引き渡すこととなり、無公害型のシステムが導入されることとなります。

また、熱処理工程につきましては、岐阜県中津川工場を視察研修いたしました。この工場では、ボルトの熱処理といたしまして、焼き入れ、焼き戻しが主に行われていましたが、熊本工場で作成されましたボルトも1日約17トン持ち込まれており、ここで熱処理され、さらに、本社工場で表面処理が施され、完成品として各自動車メーカーに納入されているとの説明を受けました。

次に、熊本工場の増設計画について説明を受けましたが、熊本工場の増設計画の背景には、中国への輸出を視野に入れた各自動車メーカーが、生産の拠点を九州に持ち、国内生産台数では、トヨタ自動車は年間400万台、ダイハツ100万台の生産を目標としているところでございます。

このことにより、熊本工場は、生産ポジションとして、重要な位置にありまして、生産から販売までの一貫生産体制に転換されることとなります。

増設計画は、平成20年度の完成を目指すもので、表面処理及び熱処理システムが導入されることとなることから、今後におきましては、雇用の創出や財源確保も大きく本町に根付いた企業として、大きく貢献できるものと期待がかけられております。

すでに、住民説明会も7月23日に開催されましたが、内容につきましては、議会だより絆でも報告をしましたところであります。

メッキ処理が最大のネックでありましたが、洗濯機型無排水メッキ装置という画期的な開発により、新しいシステムが本町の工場に導入される意義は、非常に大きく、また、注目されているところであります。

改めて、本町に根付いた誘致企業としての役割を再認識するとともに、今後の青山製作所のご繁栄と本町の活性化を期待いたしまして、ご報告といたします。

終わります。

○議長（三森義高君） 以上で、常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第5 特別委員長報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

議会広報特別委員会の報告を行います。

議会広報特別委員会につきましては、9月25日午前10時から、第3・4委員会室で開催をいたしました。9月定例議会の広報誌づくりについて検討を行ったものであります。この結果、定例会の内容につきましてはもちろんのことですが、8月29日、30日、東京都の町村議員会館で開催されました議会広報研修会の報告や台風・豪雨による災害現地視察などを中心に記載する予定であります。

また、これからの議会だよりにつきましては、今回の議会広報研修会の成果を生かして、広報の基本である読みやすく、わかりやすい広報誌づくりに心がけていきたいと思っております。

編集スケジュールにつきましては、原稿締め切りを10月18日に予定しております。また、広報納品を11月12日、11月14日には発送を予定しておりますのでございます。

執行部と、また議員各位のご協力のほどお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

**日程第6 議員派遣の件について**

○議長（三森義高君） 日程第6 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

**日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について**

○議長（三森義高君） 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

一言、お礼の言葉を申し上げたいと思います。

9月議会も滞りなく、本日をもって終わることになりました。

残暑厳しい折りから、議会の皆さん方、また、職員の皆さん方にもこれから12月議会に向けまして、さらなるご活躍をご祈念申し上げ、本日の会議を閉じたいと思います。お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時45分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成19年第3回定例会

平成19年9月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111